

午前10時2分 開議

議長（藪野 勤君） おはようございます。ただいまから平成11年第3回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において18番 上山 忠君、19番 角谷英男君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、19番 角谷英男君の質問を許可いたします。角谷君。

19番（角谷英男君） おはようございます。新進クラブの角谷でございます。平成11年度第3回定例会の一般質問を行いたいと思います。

私は、今回大綱第5点にわたって質問を行いたいと思いますが、まず質問に入ります前に、私は本年度第1回定例会において、今市民の中に3つの不安がある。不安、不満、不信、これをかなり市民が持っておられますよという質問をいたしました。

今回もまた、それに基づいて質問を行いたいと思いますが、現在、新家地区におきましては、大型開発が進行中であります。新家の皆さんにお会いいたしますと、ことごとく言われるのは、新家の駅前問題、交通混雑、何とかしてください、ロータリーはできたが、決定的な解決にはなっていません。先日も私の知り合いが小さな事故でありましたが、事故に遭いました。これであの大型開発が完成し、308戸という住宅が、そしてその中の住民が車で新家駅前に流入していく。そうなったときに、この新家駅前はどうなるのか。女性の方、お年寄りの方の車の運転も多うございます。そういう人たちが、なお一層問題が出てくる。歩行者においても、当然事故に遭う確率が多くなる。何とかしてくださいと、そういう声、不安が多分あることを市長はぜひお聞きいただきたいと思うのであります。

まず、大綱第1点、開発行政について改めて質問をいたしたいと思います。

私は、前回いろいろな質問をいたしました。その結果、議事録を読まさせていただきましたが、ほとんど平行線であります。今回、前回理解できなかったこと、また不審、改めてお聞きしたいこと、そういうことを中心にお聞きしたいと思います。

まず、前回、私は都計法32条協議についてお聞きをいたしました。議事録を読みますと、32条協議については、別に計画、進行について関係がないんだと、問題がないんだというような答えであったかなというように思います。私はそうではないと思います。

そこで、改めてお聞きしますが、32条にかかわる現在の進捗状況はどうか。同時に、またもう1つ大事なことがあります。あの大型開発の進捗状況であります。きょうも5時ごろですが、大変な雨が降りましたが、これから台風シーズンに入ります。災害が当然考えられるわけでありませぬ。そこで、災害を防ぐための工事、同時に工事の進捗状況を改めてお聞きしたいと思います。

大綱第2点、水道事業にかかわる質問を行いたいと思います。

水道事業につきましても、前回質問をさせていただきました。中でも私はなぜあそこに配水池といますか、貯水池といますか、それができたのか。同時に、あの計画がいつごろスタートしたのか、改めて聞きたいと思います。それと同時に、この7次計画の中でも新家の配水池は中心にあると思うんですが、もしこれが遅くなるとどうなるのか。同時に工事のことですから、これもしベケになったときに、この7次計画、中でも配水池問題はどうか、お聞きしたいと思います。

第3点、りんくうタウン問題についてお聞きいたします。

りんくうタウンにつきましては、現在、優遇税制その他で一生懸命努力されてることは理解できるわけですが、現在の状況はどうか、改めてお聞きしたいと思います。同時に、りんくうタウンの中には泉南市の地区計画、これは泉南市条例の中にあるわけですが、この地区計

画の中身についてお聞きしたいと思います。

地区計画の中にはいろんな縛り、これをしてはいけない、つくってはいけないというものがありますが、この中に住宅をつくってはいけないというのがあります。しかし、済生会泉南病院があそこに移転することが決定いたしております。その中にシルバーハウジングというのがあるわけですが、これとはどう絡み合うのか、お答えを願いたいと思います。

入札問題についてお聞きいたします。大綱第4点であります。

先般、泉南市土木建設協同組合より要望書が提出されております。要望書を拝見させていただきますと、我々がこの議場において質問し、要望してきたことに非常に近いものがありますが、見解をお示し願いたいと思います。

大綱第5点、行政改革であります。

泉南市は、行政改革大綱を平成8年12月に出されました。しかし、私たちから見たら、行政改革はほとんど進んでいないのではないかなと。昨日、上山議員がこの質問をされました。よって平成8年よりどの程度進んで、どの程度の実績を上げておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

今、市民は大変な不況の中で、税金さえ払えない、ワーストワンであると。徴収率ワーストワン。そんな中で、泉南市が私たちの税金をどのように使ってるのか、むだな使い方をされていないのか、そういう不信や不満をたくさん持っておられます。そういう意味では、市がこれからどういうふうに、みずからのこの自治体、泉南市をスリムにし、やっていくかを今市民が注目し、問われておるのではないかなというふうに思います。

以上、5点にわたって質問を行いました。時間が限られておりますから、ぜひ簡単、明瞭にわかりやすく、私にはなしに市民に向かってお答えを願いたいと思います。なお、残りました時間については、自席より再質問を行いたいと思います。

以上であります。ありがとうございました。

議長（藪野 勤君） ただいまの角谷議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 行財政改革につきまして、総括的なことを私の方からお答えをさしていただ

きまして、後ほど担当より詳細の成果等についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

本市では、平成8年12月に地方分権の時代に対応するとともに、市民サービスの向上を図るため、行財政改革大綱並びに実施計画を策定いたしまして、鋭意取り組んでまいりました。大綱策定以来、事務事業の見直し、適正な定員管理、自主財源の確保を柱といたしまして、行財政改革を推進してまいりまして、一定の成果を得ておりますが、まだ十分とは言えないというふうに思っております。

平成10年度の決算が、各市の状況が先般発表されましたけれども、財政構造の弾力性を示す指数であります経常収支比率につきましては、平成9年度より0.9ポイント上昇いたしまして、非常に厳しい状況でございます。先般、また中期的な財政展望をお示しさしていただきまして、一定の今後の財政見通し、あるいはそれに対応すべき課題を明示さしていただいたところでございます。

今後、しばらくこのような状況が続くと思われませんが、今日の地方分権の流れの中で、行財政改革への取り組みというのはもう不可欠でございますし、最大の課題でもございます。したがって、財政の健全化並びに行政のスリム化に向けまして全力を挙げて取り組みますとともに、その中で市民サービスの低下を招かないようにさらに努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 角谷議員御質問の2点についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、新家地域の新星和不動産株式会社の開発にかかわる都市計画法の32条協議、これについての御質問でございますが、本来都市計画法の32条協議は、開発区域内の既存の公共施設並びに開発行為により設置される公共施設の管理者の同意等となっているものでございます。

今回32条協議の整備計画としてしているところでございますけれども、その開発の規模を考慮して、32条の地区外の整備という形で上げているのが、一定の幅員の道路に接続しなければならないということで、向田橋、またそれにかかわる道路の整

備という形で、32条協議を成立させておるところでございます。

32条協議の進捗状況ということでございますが、これについては、当然1期と2期と分かれていますわけでございますけれども、工事完了までに協議の事業を実施しなければならないということになっておるところでございます。パーセンテージに置きかえるにはちょっと難しいのではないかなと思っておるところでございます。

それから、造成工事にかかわります防災面についてでございますが、計画では調整池を2カ所計画しております。既に1カ所については完成して、機能しておるところでございます。もう1カ所につきましては、現在、2期工事にかかわる部分の調整池でございますけれども、関係権利者と協議中のため、仮設の調整池を4カ所設けておって対応しておるところでございます。関係権利者との協議調整が長期に及びますので、開発者が法的な判断を求めるため、手続を7月に行ったと聞いておるところでございます。

このような状況の中で、付近住民の生命、また財産に危害を加えないよう、市といたしましても大雨とか台風の時期に備えて、今以上に日常の維持管理を行うこと、また防災措置を十分に行うことなど、災害防止に努めるよう過日開発者に対して、行政指導を行ってきたところでございます。今後とも、注意を払いながら指導を行っていきたいと考えております。

それから、りんくうタウンの地区計画ということでございますが、りんくうタウンにおける地区計画につきましては、平成元年に地区計画の方針を都市計画決定いたしました。その後、平成7年には、具体の地区整備計画を定める都市計画変更を行っておるところでございます。これはりんくうタウンにおける実際の土地利用や施設整備等が埋立免許の条件、また土地利用計画を踏まえた開発コンセプトに即したものとなるよう規制、誘導することを目的として、都市計画上の位置づけを行ったものでございます。また、特に建築物に対しては、建築基準法上の規制が可能となるようその根拠となる建築規制条例を平成7年に制定したところでございます。

御質問の済生会泉南病院の移転、また特別養護老人ホームの建てかえを中心とする保健医療ゾーンの計画で、大阪府によりますシルバーハウジングの整備につきましては、これが住宅ということで地区の整備計画と不適切な関係にあると言われれば不適切でございますけれども、地区整備計画の都市計画決定を百も承知で推進をするわけでございますから、事業主体である大阪府は、不適切を改善する義務があるというふうに考えております。すなわち問題点や支障点となります生活施設より離れていることとか、また行動手段の確保が困難であるとかの問題点でございますけれども、これらを解消する必要があるのではないかなと、義務づけられているのではないかなと聞いております。

また、立地を是とする泉南市も、ひとしくこの問題を解消するように取り組まなければならないと考えております。これらをクリアすることによって、初めて特例措置として認められるものであると考えておるところでございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 水道第7次計画についての御質問でございますけれども、本市の水道事業は、昭和33年の創設以来、増大する水需要に対しまして数次の拡張事業を行ってきておりまして、第6次拡張事業において、現新家加圧ポンプ場を更新すべく計画を行ってきたところでございます。

しかしながら、新家加圧ポンプ場隣接地に開発計画が持ち上がりまして給水区域の拡大を図る必要から、平成元年より第7次拡張事業を進めてきたものでございます。しかし、先般の阪神・淡路大震災により、有事における生活用水の確保が求められる中で、配水区域の細分化により被害を最小限に抑えるようにするとともに、配水施設については、耐震性を強化並びに水道施設設計指針として、1日最大給水量12時間分を標準として配水を可能にする容量の確保が求められました。

よって、現新家加圧ポンプ場用地では、安定供給の観点から、今の敷地では狭小であることから他の場所等の検討も行いましたが、この拡張事業の最大の目的は、災害に強い施設を念頭に六尾高

区配水池から切り離し、新家地域の安定供給のため新家配水区として独立させるものであり、この大型開発が計画されなくとも、新家加圧ポンプ場の山手側にある小路谷池の下池付近が既設の配水管等の利便性との関係で適地と判断したものであります。

その後、当該開発の具体化が進む中での本市みずからの配水池施設築造のための造成や道路の新設などを行えば、当初の投資的経費が相当な金額となることが予想されるなど、今回の開発との整合性を図ることにより、経済性においても、また投資的経費の削減が図れるものと判断し、また現在行っている自然流下での配水区の維持や、さらにOP、標高が高くなることでスムーズな自然流下が望め、そして配水池築造に地盤が適していること等、総合的に判断する上で、開発区域内の近郊緑地保全区域を配水池として築造するには最適地であるとして計画したものでありますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 角谷議員さん御質問のうち、3点目のりんくうタウンの現在の状況でございますけれども、りんくうタウンの本市部分、つまりりんくう南浜の現状につきましては、産業振興の面だけでなく、まちづくりあるいは市財政上の視点からも進んでいないということで極めて遺憾であり、その活性化は本市の重要課題の1つであるというふうに認識をいたしているところでございます。

このような状況下、りんくうタウンの事業主体である大阪府は、その活性化のために活性化ゾーンの設定とその分譲価格の引き下げ、南地区全体の産業拠点開発地区指定と補助制度、融資制度の活用などを実施したところでございます。本市もりんくうタウンの振興を図るために、府の施策との相乗効果をねらい、泉南市企業誘致促進条例を4月1日から施行いたしております。

しかしながら、泉南市においては、経済情勢や企業マインドの冷え込みもありまして、企業の設備投資意欲は厳しい状況にあります。今後ともタウンの活性化のために、大阪府と連携して優遇

措置を十分PRし、企業立地に努力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方から、4点目の土建業組合からの要望に関します市の考え方についてと、5点目の行革に関しての2点、お答えさせていただきます。

この8月5日に土木建築業協同組合から泉南市長並びに議会議長あてに要望書が出されてございます。具体的に4点ということで項目を挙げられているわけですが、第1点目の建設業者のランクの公表、これについてでございますが、この点に関しましては、契約手続の透明性の一層の向上を図る観点から、ランクの公表を実施しよう建設省からも通達が出されていることもございまして、当市におきましても、業者に対する社会的評価への影響にも配慮しつつ、11年度格付後、これは大体10月末を予定してございますが、その後に実施していきたいと考えているところでございます。

それと、2点目の指名業者のランクを厳守せよという要望でございますが、これの具体の中身と申しますのは、現在、談合情報の対応策の減数基準に基づきまして、指名業者数は選考基準の2倍の業者数を指名しておるとというのが現状でございます。このために、多数の工事を発注する場合に同ランク業者が不足いたしまして、ランクの厳守が困難となる場合もあるのが実情でございます。

そのために、具体的に申しますと、Aランクからどうしてもそれだけの数が合わせられない場合には、その下位ですね。Bランクから一定の業者も加入せざるを得ないという面がございます。これはいわゆる抽せん型に対応しているためでございますが、これを打開しよういたしますと、現在行っております厳密なランクを行うためには、談合情報対応策のいわゆる減数基準の見直し及び各ランク別の業者配分数の適正化が必要であると考えてございます。

また、建設業法に基づきまして、一定額以上の公共工事につきましては、特定建設業許可が必要である旨規定されているところから、一定ランク

以上の昇級につきましては、特定建設業許可の取得を条件づけることによりまして、一層適正な発注も確保されると考えてございます。

これらの件に関しましては、要綱改正等が伴うために、これの改正手続をできるだけ実施していきたい。その後、これについては厳正な対応を行ってまいりたいと思っております。

それと、3点目の指名に当たりましてランク不足の場合、JVによる指名参加機会均等の考慮ということでございますが、この点は今申しました2点目と関連づけてるというんですか、関連しているわけございまして、指名に当たりまして、同ランク内での業者数が不足する場合、下位のランク業者同士のJVによる参加、機会均等ということの要望でございますが、この点は、ただいま申しました2点目におきます談合情報対応策の減数基準の見直しと、またランク別の業者配分数の適正化によりまして、この点は解消されるものと思っております。

それと、4点目の金額の情報開示、これは具体には最低制限価格の事前公表を実施してもらいたいという要望でございますが、この点につきましては、現在入札における透明性の向上及び競争性の確保という観点から、全国的にも実施に踏み切る公共団体がふえてきてございます。大阪府下におきましても、公表内容に差はございますが、ことしの7月末現在では大阪府のほか9市1町が実施している実情がございます。

本市におきましても、この事前公表をすべく検討してございますが、事前に公表する内容、いわゆる予定価格か最低制限価格か、あるいは設計価格の公表、これのいろんな選択肢があるわけでございますが、この中で何を公表するのが最良なのか、その辺をできるだけ早期に検討をする中で実施の検討もしてまいりたいと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

それと、5点目の行革についてでございます。

これはきのうからもいろいろと論議をいただいているところでございまして、議員の御指摘のように大綱が8年に発表されて以後、具体的な成果が上がってないじゃないかという御指摘ござい

ますが、私どもといたしましては、大綱におきましては、財源確保といたしましては8項目、事務事業としては4項目、行政運営体制としては5項目を具体的に挙げてございまして、これの中身につきましては、その時点、時点で確認なり、またその具体化なりに取り組んでるわけございまして、中には具体的に成果を上げているもの、また現在それに取り組んでおるという状況でございます。

具体的に申しますと、財源確保におきましては、大綱では中期的財政収支計画の策定、使用料、手数料の見直し、課税客体の補足、徴収率の向上策の確立、企業誘致等に関します方策、歳出経費の見直しというふうな項目、それと保有地の売却というふうな項目を挙げているわけでございますが、この各項目につきましては、既に実施しているものもございまして、具体的に今取り組んでおるという中で、この具体の11年度の成果なりをより具体にするために努力してまいりたいと思っておりますし、事務事業の4項目におきましても、補助金の見直し等ですね。これについても具体的に取り組んでいるところでございます。

また、特別会計への繰出金等におきましても、下水道を含めまして、各科目につきましても、一定の成果を上げておると思っております。

また、行政運営体制の5項目におきましても、定数管理、また給与制度並びに人事管理、そして行政運営体制の効率化、そしてその中で、行革の中での市民サービスの向上という項目を上げてるわけでございますが、その各項目におきましても、例えば市民サービスの向上におきましては、情報公開制度の導入とか、また保健センターにおきまして各種検診の無料化、市民窓口体制の検討、そして昼間の窓口開放等具体的に成果を上げているものもございまして。

ただ、きのうもいろいろと御指摘ございましたが、自治体の数字となりますと、経常収支比率にあらわれますように、それが達成されてないというのも事実でございます。これらの中で、我々としていたしましては、今の状況の中でより成果を上げるべく、今後とも鋭意努力してまいりたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） それでは自席から質問をさせていただきます。

まず、開発行政についてからであります。先ほど32条にかかわる進捗をお聞きしたところ、本体工事の話の方が多かったのではないかなというように思います。私は前回はこれを執拗に質問し、平行線をたどったわけですが、要はこの都計法32条協議というのは、この新家大型開発に関して、これは調整池の開発になりますから府が開発審査会等にかけるんだと思いますが、府が主体性を持ってこの32条協議を行った、縛りをつけたというふうに理解をしておるんですが、間違いありませんか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 32条協議は、泉南市が主体性を持って行ったものでございます。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 泉南市が主体を持ってやって大いに結構だと思いますし、しかし大阪府においても、この開発が余りにも大きいですから、それに接する道、それを当然チェックをしてみると思うんですね。中でも先ほど言いましたように、新家駅の混雑というのは、当然泉南市も大阪府もこれは大変だなという思いで見られたと思いますし、その間の道路においても非常に狭い、狭隘な道路が多い部分があるということでこれをつけられたのではないかなというふうに思うわけであります。

そこで、問題は都計法、法律ですから、これは絶対守らなければいけないわけでありまして。現在、先ほどどうなってるかというたら、その答えはなかったんでありますが、もう結論だけを申し上げますが、このいわゆるバイパス工事と向田橋の件であります。道は完成しておりますが、もしこの橋が完成しなかったら、本体の工事の完了検査ができるのかどうか。もっと極端に言えば、開発業者は住宅の販売ができるのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 法が許可を下ろすかどうかというのは、我々判断できないわけござい

ますが、通常、工事完了時には32条協議の事業が完了しておらなければならないと思っております。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 工事完了時には32条協議が完了していなければいけないと。まとめて言えば、32条協議が完了しておらなければ、本体の工事の完了はないというふうに理解をしていいわけですか。そういうことですね。わかりました。

それと、先ほど言いましたように、議事録を読んだり、いろんなことを見ますと、なぜ32条協議というか、32条でいわゆる大型開発業者を縛らなければいけなかったのか。これは間違ってるかもわかりませんが、ここに協定書並びにいろんな新家団地開発に伴う周辺道路の整備に関する基本覚書の変更覚書書、こういうのがあるわけですが、この中を見ますと寄附行為がはっきり載ってるわけですね。

それと国庫補助ももちろんあるわけですけども、要は泉南市も大阪府もこれは寄附を求めておると。寄附をオーケーいただいて、ここに覚書が書いてあるわけですけども、それで十分ではないかと。何も32条なんてきついことを縛らなくても、寄附をいただいて、泉南市が前回ありましたように地区計画に基づいて泉南市の事業としてやっていく。それで十分ではなかったか、そう思うんです。なぜきつい縛り、担保をとったのか、そこらが逆にわからなくなってきた。どうなんですか。

泉南市が32条協議に大いに関係してるわけですから、そのときに、もう寄附いただいたから結構ですよと、大阪府に対しては、泉南市は開発業者より寄附をいただいてますから、32条がなくてもいいですよということをもし仮に言っておれば、今言ったような32条協議が完了しなければ、完了検査を受けられないというような問題でなくなっていたわけです。なぜ32条で縛ったのかわからないんですけど、御説明願いたい。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 当然、担保性の問題にかかわると思いますが、この開発につきましては、市街化調整区域の大規模開発でございますので、当然府の事前協議を受けなければならないという

ことでございます。

また、規模から考えまして、大阪府といたしましても駅に対するアプローチですが、これについては十分配慮はしなければならないということでもございましたので、また泉南市もそれと同じ考えを持っておりましたので、32条協議で担保性を入れた縛りを入れたということでございます。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） わかりました。それでは、一方で32条協議が完了しなければいけないということですけども、もし今現在、どうもいつも確認の意味で、本体の工事仲間と一緒に視察をしたり、あのバイパスも何度も通っているんな角度から見ておるわけなんですけども、なかなか道路はできたが、橋はまだなんだというふうに思うんですけども、もしこれがいわゆる地区計画に基づいて国庫補助を受けてできないというようなことになれば、32条がまさに生きてくるわけですね。

いわゆる開発業者が全額をやらなければいけないと。そうでなければ32条の意味がないわけですけども、その辺現在そのバイパス工事等の進捗先ほどそれに触れられてませんでしたのでね。橋の件は触れてませんので、改めて橋の件についてお聞きしたいのと、それと、もしそれが遅くなったり国庫補助の関係もありますから、来年度に関係してくると思うんですけども、そういうものが申請できないというようなことになったときは、改めて聞きますが、開発業者が全額負担してやらなければいけないのか、32条協議がありますから。その辺を改めて聞きたい。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 橋のかけかえにつきましては、ことしの予算を計上いたしておまして、ことしの事業でやるという予定をしておたわけでございますが、現在、隣地の仮置き場としての使用許可、こういう部分は努力をしておるわけでもございますけども、まだ同意には至っておりませんので、事業着手には至っておらないということでもございます。

また、当然32条協議の中で、アクセス道路といたしまして、この橋を含みまず道路の整備ということをおうたっておるわけでもございますから、業

者が義務的に事業を実施しなければならないというわけではございませんが、当然関係があるというふうには思っておるところでございます。ただ、努力いたしまして、泉南市の事業でございますので、事業を完遂したいというふうには思っているところでもございます。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） あのバイパスは、言われるように完成すればそれだけ新家駅前に出て行くことには結論的には間違いはないんですけども、あの間は非常に狭隘ですから、バイパスが完成すればそれだけ通行者にとっては便利な道になるかなというふうに思います。ただ、32条で縛った中で、今後の展開については、非常に複雑だということに見ております。それはそれとして、続いて質問したいと思っております。

本体の中で、近郊緑地の問題であります。前回の私の質問に対して、事業部長は、実は何ができるかわからないんだと、研修施設と書いてあるが、わからないという発言をされましたが、今現在、開発業者は近郊緑地内の公共施設といいますが、研修施設の考え方について変わっているのか、変わっていないのか、お聞きしたい。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 事業用地につきましては、これは2期の工事区分に含まれておるわけでもございまして、まだ用途については決まっておらないということでもございます。一般的に研修施設を計画しておるということでも、変更はございません。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 近郊緑地を開発するについて、そんなに簡単に、要は山を削ったりめくったりすることが可能なのかどうか、非常に不思議に思うんです。かつて近郊緑地の問題について質問された議員もおりますが、非常に難しいものだというように私もは理解をしています。また、時代感覚からいまして、自然を残すということは非常に大事なことでありますから、そういう意味ではいとも簡単に許可をされたんだなというふうにも思うわけです。

中でも山を削るについて、普通であれば具体的に

何をつくりますということがはっきりわかって、その管理者はだれだということも、建設業者もわかって、すべてわかってオーケーが出ると思うんです。それがわかっていない。

それと、もう1つは、この開発をいわゆる研修施設とか公共公益性のあるものと言われてますが、これはいわゆる開発業者である新星和不動産がやらなければいけないのか、それとも新星和不動産はやらなくて、どっかに売ろうとして、売り先がそれをやらなければいけないと言っておるのか、その辺がわからないんです。これを読みますと、新星和不動産が、開発業者がやらなければいけないというふうに理解ができる。それは新家地区近郊緑地内施設建設に関する基本協定書、これを見ますとそのように理解をするわけです。

ただ、乙、いわゆる開発業者であります。乙が第三者に研修施設を譲渡する場合、基本協定を継承し譲渡する旨、甲に通知すると。ここに譲渡する場合もあり得るわけではありますが、しかし、それ以前の問題として、新星和不動産が、開発業者が具体的にやらなければいけないと、こう理解するわけです。それであるなら、今ごろなぜ——後にも言いますが、施設の開放、前回は出ましたが、月4日間とか、民間に開放するとか、そんなばかなことが出てこないと思うんですね。どういう公共公益性を持ったものなのか、はっきりとなければうそなんです。お答え願いたいと思うんです。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 開発の許可権者は大阪府でございますから、大阪府が土地利用について事業用地として認められるという形で許可をしたわけでございます。

それと、施設については、これは新星和不動産株式会社が研修施設を建てるというふうには聞いておらないわけでございます。開発は宅造業者でございますので、一般の民間にいわゆる分譲するということが前提になっておるといふふうに思っておりますのでございます。

公益性の問題でございますけれども、これについては、これもまた泉南市の住民が利用するわけでございますから、ある程度縛りを入れておかなければ、

どこの事業者に渡るかかわからないという意味もございますので、協定を結んで縛りを入れておるといふことでございます。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 協定書の中におかしいことがあるから先ほど聞いたわけで、それと大阪府が許可権者であるということではありますが、ここに「（仮称）新家団地宅地開発計画書に関する意見書（抜粋）平成8年2月泉南市」と、こうあるわけですね。

この中に、1番、土地利用規制等の適合からずうっとおりてきまして、Cの欄に近郊緑地保全区域と、こうあるわけではありますが、その中に泉南市の意見として、指定区域内においては、特に同法の趣旨である地域住民の心身の保持増進に支障を来さぬよう十分な緑地を確保し、建物の高さや規模等についても景観を考慮し、施設計画が望まれると云々ずっとあるわけですが、当然ここに意見書がある以上、泉南市は意見を言えるわけですから、大阪府に対して。泉南市の市内でいわゆる緑地が開発されてるわけですから、もっとはっきりと具体的に意見を言わなかったのか、言う必要があったのではないかと。また、今後も当然もっと具体的に示せ。でないと、このままほうっておいてずうっといく可能性があるんですよ。何もつくりません、ただ趣旨だけは理解できるからずうっとほうつたらかし。

それはそうでしょう。第三者が今買いますか、あの場所。近郊緑地で縛りが非常にきついものがある。そんなものを第三者が買って、研修施設をわざわざつくるような人いませんよ、今どき。そうなるって売れない。新星和不動産、開発業者も何もしない。じゃ泉南市が買うんですか、これ。どうされるんですか。そういうことは、あり得る可能性はあります。そうなったら、削ったものはもとに戻らないんです。

何も近郊緑地だから一切関係するとか、そんなことは言いません。近郊緑地であろうが、公共公益性がはっきりし、市民や住民のためになることであるなら、市のためになるのであればやったらいいと思いますよ。それは具体的に示されたものでなければいけないと思う。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 先ほど議員お示しになられたように、泉南市が意見を申すことができるということがございますので、意見を申したということでございます。それによって、大阪府が事業用地として開発を許可したというわけでございます。

それと、近郊緑地の保全区域に事業用地が立地するわけでございますけども、何も事業用地だけではございません。大半の部分がいわゆる公園なり、また周辺の緑地として整備されて、泉南市に帰属をされるということでございます。

それと、近郊緑地内の開発行為でございますけれども、これについては、野放図にやられるというわけではございませんで、大阪府といたしましても、自然環境保全条例に基づきまして自然環境の保全回復に関する協定書の締結をされておるところでございます。土地利用については大変制限をされており、これによって十分な環境保全が図られるものと考えておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 緑地保全がされるとか、いろんなことを言われてますけども、要は何ができるかわからないということと、もう1つ素朴な疑問なんですけども、緑地に回復するとか、緑地保全をされるとか、そんなに緑地が大事であるなら、初めから近郊緑地なんてさわらない方がいいんですよ。自然の山のままでおくのが一番自然なんです。緑地に回復するなら、初めから削らなきゃいいんですよ。許可をしなければいいんです。

要は、新星和不動産、開発業者がそこに公園をつくれれば、近郊緑地を買ってしまっても何もできないと、縛りがある。悪くとればですよ。しかし、何か処分しなければならぬ。手を加えなければだめなんだ、自分の土地なんだから。それでは団地の皆さんのために公園を近郊緑地につくれれば、グレードがアップするし、いいことだなと、そういうことなんですか。それでは近郊緑地をつぶす意味がない。本来は自然のまま残しておく方がいいと思う。

市長、どうなんですか。部長がずっと答えられているわけですが、先ほどからずっと全般、

前回は引き続き質問をしておるわけですが、中でもこの近郊緑地に関して、もう少し具体的に泉南市が指導をしなければいけないのではないかなというふうに思うんですよ。緑地を残すとか、回復するとか、そういうことを一生懸命言われますけども、それだけでは、我々はなかなか理解できない。ましてや研修施設がだれがやるとも、どんなものができるとも全然わからないんです。どのようにお考えですか。市長から御答弁願いたい。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 近郊緑地保全区域のところは、大半が回復緑地、あるいはレクリエーション緑地として泉南市に帰属されることになっております。そのうち約1ヘクタールぐらいが事業用地ということで、そういう事業用地。ただ、それは営業とかそういうことではなくて、保養とか、あるいは研修とか、あるいは公益的なものということに限定して大阪府も認めておられるわけでありませぬ。

ただ、御指摘のように、今の時代になかなかそれをじゃ有償で買い求めて、あそこに研修施設なり保養施設なり、そういうものをつくれるかということ、非常に今の経済状況からすれば厳しいんじゃないかなというふうに思います。

事業主体におかれましては、いろんなことをお考えされてるんじゃないかなというふうに思います。もちろん有償で分譲するという案も、それは当初の方針としてあるかもわかりませんが、あるいは貸与とか、あるいは無償貸与とか、ものによってですね。そういう考えもお持ちのようにはちらっと聞いております。

ただ、今の段階で具体的にどういうものに確定できるかということまでは至っておりませぬ。我々としては、当然公益性のあるものにしていただきたいということをお願いをしております。もう少し時間がかかるかなというふうに思いますが、ぜひ早期にはっきりとしたものといいますが、どういう計画だということを明らかにしていただきたいということを強く求めていきたいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 時間もだんだん残り少な

くなってまいりましたので、これはこれで引き続き発言できる場所で、疑問なことがあれば引き続きやっていきたいというふうに思います。

それに続き、りんくうタウンの問題であります。市長、これは私も実は空港特別委員会等で、済生会泉南病院に関していろんな提案もしてまいりました。例えば、リハビリステーションをついたらどうかというような具体的な要望もしてまいりました。実はホテル形式でどうかとか、宿泊施設はどうかとか、いろんなことを言ったわけですけども、実は間違いだったんですね。私も間違ってた。

条例の中にははっきりと書いてあるわけでありませんが、あの中にはいわゆる学校も含めて住宅はだめだと、こうはっきりしてるわけなんですね。地区計画だけを変えるとというのはなかなか難しいと思うんですが、問題は、時代が大きく変わってきている。同時にりんくうタウンに対する企業の進出がもう極端に悪い。この不況の中でね。そうなれば、変えなければいけないと思うんですね。これが1点。

その前に、そのシルバーハウジングを大阪府がやるわけですが、大阪府みずから、市長、これ地区計画を破ってる。そう思う。事実そうなんですから。どう思われますか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 地区計画並びに建築規制条例がございます。確かに住宅については認められないということになっておりますが、特例措置、先ほど事業部長がお答えしましたように、いろんな条件はありますが、それらをクリアできる、あるいは立地が明確な公益性も含めてあるならば、対応可能なというふうに思っております。

ただ、この問題については、ですから今回は、全体計画としてはシルバーハウジングを当然30戸ということで持っておりますけれども、そのあたりの煮詰めがまだ十分できておりませんので、今当面、保健・福祉・医療という部分からスタートしております。

それから、今後のりんくうタウンのあり方については、土地利用の変更というの、当然私は考えていくべきだというふうに思っております。し

たがって、これには当然いろんなコンセンサスが必要ですけども、それが醸成されてまいりますと、当然地区計画の変更ということも俎上に上げなければいけないというふうに考えておりますので、御承知のように、地区計画というのは市決定でございます。府決定ではございませんで、そういう中での地域のコンセンサスがとれば、当然変更ということも可能かというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） シルバーハウジングは、それじゃ市長、将来わからないというふうにまだ理解しておいていいんですな。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 当然、計画として持っております、先ほど言いました特例の詰めといいますが、を今大阪府とやっておるという状況でございます。ですから、その結果がまず当然必要だと。ゴーの前にですね。そういう状況でございます。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 要は、大事なことは、条例の中の第9条に、市長が公益上必要な建物、建築物で用途が云々とか書いてあるわけですけども、市長が認めれば構わないと、公益性があれば構わないと言ってるわけですけども、原則はだめなんです。それが大事なんです。市長が認めれば何でもいいんかと、公益性さえあれば市長がオーケーすれば何でもいいんかと。それはだめなんです。要は、原則だめだということを府も市も現在は守らなければいけないと思う。

ただ、そんなことを言ったらだめなんで、市長先ほど言われたように、今後変える必要が絶対ありますよと、早急に。そうでなきゃ、りんくうタウンの活性化なんかできない。早急にこの問題はやらなければ、済生会泉南病院にまで影響をしていくということになります。改めてお聞きしたい。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど申しあげましたように、りんくうタウンの土地利用のあり方ということの整理がまず必要だというふうに思います。その上で、その方針が出れば、今の地区計画の一部

改正といいますが、そういうことも考えなければいけないというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 以上で角谷議員の質問を終結いたします。

次に、2番 小山広明君の質問を許可いたします。小山君。

2番（小山広明君） おはようございます。9月議会の一般質問をさせていただきます。

いろんな意味で、今地方というものが注目をされておる。それはやはり一番市民の近いところでいわゆる政治、行政を担うということから、私は当然出てきておる問題だと思います。そういう点で、地方が積極的に平和の問題にしても、世界の交流にしても発言をしていかなければならない、そういうときを迎えておると思うわけでありませう。

さて、関空の2期は、1期を大きく上回る事業費を使います。環境問題がこの関西新空港の大変重要な問題であることは言うまでもありません。環境をこれ以上破壊してはならないということ、自然をこれ以上つぶしてはならないということになると思います。市長はこのようなことから、2期の事業が今進められておるわけでありませうけれども、本心からこの事業がこういう環境面を考えたときに本当によいと思っているのか、改めて聞いておきたいと思ひます。

このことは結果として出るわけでありませうし、結果が出てから反省をしても遅い問題であるだけに、慎重にやっていただきたいと思ひますし、特に市民の一番近いところで政治をあずかる市長においては、失敗の許されない、そして本当に市民の立場に立ってこのことを言っていたかなければならない責任があると私は感じるからでありませう。

次に、平和条例の制定についてお伺いをします。

市民を戦争の犠牲から守るために、民衆保護を目的としたジュネーブ条約追加第1議定書がベトナム戦争が終わった直後に国際的に成立をし、現在155カ国がこの条約に署名をしているわけでありませう。残念ながら、国際主義と言いながら日本は署名をしておらない現実があります。このことも先ほど言ったような市民の一番近いところにある行政や政治が、市民をいかに守るかというこ

とに立った国際条約であり、これは大きな世界の流れであります。

市長は前回の本会議の中で、泉南市の非核平和都市宣言がこのことに答えるものだという積極的な発言をし、私もこのことを評価し、多くの市民にも、また市民を越えた全国の皆さんにも、泉南市長の発言として紹介をしてきたところでありませう。

私は、このことを宣言にとどまらず条例にして、過去の経験を踏まえるならば、戦争という状態になれば総動員でありますから、一人として反対する者を許さない、戦争に反対すればそれは非国民として非難をされ、悲しい生活を送ったことを考える時、根拠として平和条例をつくることは、大いに今の時期から意味があると私は思うからであります。

次に、環境問題についてお伺いをいたします。

ごみの減量化をすることは当然のことでありませう。そして、もう1つは、この材料の段階でのチェックが必要であります。これはつくるところが考えるのは当然であります。残念ながらそういうようにはなっておりませう。悪いものはもとから出さないということにしなければ、みんなが困ることになります。処理困難物の使用を禁じるために、市長は立場をフルに活用すべきと考えますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

また、たばこの分煙化対策であります。これはさきの本会議でも詳しい議論がなされまして、大阪府もこのことへの行動計画を示しております。もう実行あるのみであります。市民からこの本会議前に厳しく言われました。1階ロビーに行くとき、これは不特定多数の市民がそこに寄るわけでありませうから、そこでたばこを吸わないようにしてほしい。これは市民に来るなということか、挑戦でもあると言われました。赤ちゃんを連れて行かなければならない人もあります。せめて分煙にしてほしいと言われました。また、仕事中のたばこを吸うのは、仕事にあめ玉をしゃぶりながら仕事をしていると同じと考えでは、いかにそれが非常識なことかがわかるともその方は言われました。

たばこは、言うまでもなく休憩するときに吸う

ものでしょうとも言われました。民間ではとっくに分煙は徹底しておりますし、禁煙コーナー以外でのたばこを禁止すると言っていたかと思いますが、そして、期限を切って、禁煙室の設置の回答をしていただきたいと思います。これはもう検討という段階を過ぎております。

次に、財政問題であります。これもこれまで議論は激しくなされておまして、結果的には目標は達せられなかったとの答弁があり、責任はどうするのかという質疑に対して、これから努力をしていくというすれ違いの答弁がありましたが、私はやはり目標を掲げたからには、達せられないときには市民にわかる形で、責任を明確にした1つの態度表明が必要だと思っておりますので、改めてお聞きをしておきたいと思っております。

次に、市営住宅の払い下げの問題についてであります。

払い下げを約束し、13団地のうち残された氏の松、砂原、高岸の3団地70戸の住宅については、当然のこととして守っていかないと、これからの市政運営に私は大きな支障を来すと思っております。

19日の夜、ある入居者の方を訪ねまして話を聞かしていただきました。入居した当時は日当が390円であった。家賃は1,500円だったが、10年したら払い下げのだからと議員をしている身内の方から聞いていた。何でマスタープランをつくるときに、払い下げの約束をしてあることがわかっていながら、なぜ了解もなしにつくられたんやろうか。こうなってきたら、わしらは年をとってきて最後までやられへんやろうから、子供らがやらねばならない。そんなことは、市長はわかっているんやろうな。市長の考えもわからんではないが、軒数をふやして家賃が入るとしているのだから、約束を守らないんなら、どうにもならん。書いたものがないかもしれないけれど、約束が守れないんならどうしようもない。我々はたとえ負けようが、絶対に後には引かん。黒いもんの上に塗っても、それは濃くなるだけや。ここには世帯を持ってすぐに入って、既に40年以上を過ぎている、とその方は言われました。

市営住宅の払い下げをした約束を実行する以外の最善の解決の方法は、特に市にはないと思いま

す。住民があきらめ、みずから敗北の道を選ぶなら、形の上での解決はあるかもしれないが、そんなことになっては本当に後味の悪いものにならないを得ません。

払い下げの約束は、上林町長時代から浅羽、稲留市政へと引き継がれた。平島市政になって、入居者への何の説明もなく、払い下げを約束した住宅に対して、建てかえるという方針を立て、国に補助金を申請しました。そのときに、市が行ってきた払い下げの約束があることを補助金をもらうときに説明をしなかったことが最大のミスではありませんか。それを言っていたなら、国としても補助金はつけなかったであろうというのが常識ではありませんか。

市長は、何もなしで説明ができないと言って、それが補助金をもらったマスタープランであると言うが、その話は通るものではありません。そして、この問題が起こったとき、市長が1年間の検討期間と言って出された結論は、実現の具体策を欠くものであったことが今日の状況が示しているではありませんか。

山内部長は、裁判の結論が解決をすることにつながるとの見解をきのう示されました。私は冒頭に紹介したように、裁判の結論は、市の側からは市の思うような結論にはならないと思っております。市長、私はあなた個人に言っているのではありません。足は上林さん、腰は浅羽さんに、腹は稲留さんに、胸を平島さんに、そして今頭を向井さんによって1つの体を持つ市長にお願いしているのです。市民のために、あらゆる面から考えて一番よい方法で解決する。できる権限を今現に持っている市長のあなたにお願いをしたいのであります。

現実の政治ですから、それを当てにしている人もあると思っております。当然であります。建てかえて、それで仕事があると考えている方がおっても、それは当然であります。それは、今の場所でなければならぬということでは必ずしもないでしょう。払い下げてその資金で1カ所に建てれば、それも仕事であります。そして、払い下げられた人たちも家を建て出すであります。

ただ、それをやるには建設省を説得しなければ

なりません。その仕事こそ政治家の仕事ではありませんか。市長も約束どおり払い下げをしたいという気持ちはあるが、建設省の承認が必要なので、1975年、昭和でいいますと50年の通達が出されているので、今から払い下げの申請をしても承認がおりないので、私はできないことをできるとは言えないという発言をされております。建設省にこのことを聞いても、市営住宅は泉南市のものだから、その市長がまずどう考えるかであると当然の意見を言われました。

ここに当時の新聞記事が——後でお見せをいたしますが——あります。当時でも公営住宅の払い下げは珍しいことであったようであります。しかし、当時泉南市は財政難からこの建設省の縛りのある市営住宅の売却を決断し、国に努力したことが新聞記事の中で報じられています。浅羽市長が大変苦勞されたことがその新聞記事からもうかがえます。国との交渉が真剣にされたことが感じられます。

向井市長は、特に浅羽市長とは関係の深い方と聞いています。このときの浅羽市長の政治家としてのあり方をそばで見てこられたのではないのでしょうか。苦勞を知っておられたのではないかと思います。その辺を思い出していただき、この問題の解決が政治家としていかにするべきかということとを裁判に訴えられた、司法の場に住民によって持っていかれたことに、市長のプライドからいっても、政治家としてこの決断をしていただくなれば、恐らく住民も裁判を取り下げる状況が出てくると私は思うわけであります。

次に、介護保険の問題についてお伺いしますが、この問題はこれまでも議論されてまいりました。本当に新しい制度であり、市民が権利意識を強く持ってくる制度でありますから、この問題は一挙に市民の政治意識を高める側面を私は持っていると思います。そういう点で、この介護保険の問題は、市町村、市町村でサービスのよしあしがはっきり出てくるとも言われております。それだけに、介護保険に対する行政、また議会の理解は欠かすことができません。

こういう点で、いろんな制度的な手法的な議論はありましたけれども、この介護保険の問題につ

いて、市長はどのような認識を今持って、具体的な問題に当たってきた中で、制度全体の理念的なもの、今後このことによって起こり得る社会の状況について、お考えがあればお示しをいただきたいと思っております。

最後でありますけれども、農業、林業、漁業という問題の役割と育成策についてお伺いをいたしますが、農業基本法も食糧の自給率を明確に示して、農業を食糧安保の面から、また総合的な環境の面から位置づけるという状況になってまいりました。

幸い私たちのまちには、年々廃れる状況にあってもわしは漁師が好きなんや、そういう若者を今なお抱えておりますし、山に行けば仏花という花を毎日山に行って——ビシャコと言うようでありますけども、山に入ってそれを各家庭に一軒一軒配っている方が山間部には複数でおられます。この方たちが山に入ると、ビシャコとマツタケは相性がいいということで、ビシャコのあるところにはマツタケがあるようであります。

こういうように、山を歩かなければなかなか見えない山の命、山の声というものを私たちは遠くから山を見ているだけでは感じ得ないわけでありまして。こういう自然の命と一体になって働く人こそ、先ほどの本会議での議論もありましたけれども、伝承文化、そういう命と直結しているような職業というのは、本当に経済的な価値観だけで考えることはできないと思っております。

岡田浦のりんくうタウンを埋めた浜は、自然の形態が唯一残された自然海岸でありました。今あそこには、どこの国でとれたかわからない大理石の玉石が敷かれています。玉石で卵がつぶれて死んでしまいますし、魚は白を嫌うということを私は初めて聞き取りの中で聞きました。果たして海の整備、湾岸の整備にそこで働いている人の声が反映されているのでしょうか。私はこの一言を聞いても反映されておらないと思っております。

議論の中でも、助役でしたか、これから大阪府の統計だけではなくに、実際に働いている漁師の聞き取りをしながら、大阪の海の問題を市の政策に生かしていきたいという積極的な発言がありました。恐らく予算の面からいっても、行政がき

ちっと漁師一人一人にお話を聞いているとは思えません。

そういうことで、農業の問題は今回は触れませんが、山の問題と今海の問題に若干触れさせていただきましたが、本当に好きでなかったらやれない。それは相手が命でありますから、本当に命を純粹にして立ち向かっているこの人たちのことを本当にまちの宝物として位置づけて市の基本的な政策をやっていたきたい。そのことを思い、この農業、林業、漁業という問題について、市長はどのように基本的に考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

答弁いただきまして、また自席の方で再質をさせていただきますと思いますので、よろしく御答弁をお願いします。

議長（藪野 勤君） ただいまの小山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 関西国際空港の2期事業に関して、特に環境問題を含めて、この2期の着工ということについてどう考えているのかということでございます。

この問題につきましては、過去何回かお答えしてるかというふうに思いますけれども、関西国際空港につきましては、1期事業が既に運行しておりますけれども、将来のやはり航空需要、あるいは特にアジアを中心としたハブ空港としての位置づけということも含めまして、2期事業については、私としては積極的に対応をしていきたいと、またいっているところでございます。

その中で、当然御指摘ありましたように、海を埋め立ててつくるわけでございますので、環境面に最大限の配慮をするというのは当然でございます。いろいろなアセスメントあるいは監視機構等、十分なその対応をした上で着工されているというふうに考えております。当然、議会の同意もいただいて埋立免許について同意をいたしたところでございます。

それから、平和条例あるいはジュネーブ条約に基づいての見解でございますけれども、お示しいただきましたジュネーブ条約の追加議定書というのは、前回も御質問をいただきましたけれども、これはやはり戦時を想定したものでございまして、

無防備地域というのはその中でいろんな文言が出てまいります。

例えば、紛争当事国あるいは敵国ですね。こういう文章が出てまいっております。この無防備地域を宣言するには、敵国に対して申し入れをすると、こういうことになっているわけでございまして、したがって我が日本は平和憲法のもと今日まで至っているわけでございまして、そういう観点からしますと、このジュネーブ条約の追加議定書についてのいわゆる無防備地域ということに対して行政が論ずるということは、いささか適切ではないのではないかというふうに思っております。戦時ということについては、現時点では想定をいたしておりません。

また、御指摘ありました本市で既に宣言をいたしております非核平和都市宣言でございますけれども、この重みというものは、前回もお答えしましたように十分認識をしているところでございまして、この精神を私としても今後とも踏襲をしたいと思いますというふうに考えております。

したがって、改めての平和条例的なものということについては、日本国自身がそういう国際平和ということをも1つの理念として掲げております関係上、国の考えと同じでございますので、これを改めて制定するということについての考えは現在ございません。

〔小山広明君「市長だけの答弁でいいですよ。ほかはいいですよ、これだけで終わりなら。市長にしか答弁求めてないからいいですよ」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 今回の質問だけではないんですが、私は事前の通告をしても、課長が一応質問はどのような内容ですかと聞き取りに来られるんですけども、それは一切お断りをしとるんで、一応事前に答弁が書かれるということはないと思うのです。私も壇上で申し上げましたけども、市長にやはり基本的な、例えば住宅問題にしても、今進行しておることを申し上げまして、それに対して政治家として改めて僕は方針を変えていただかないと、この問題は解決しない。これ、担当者に答えていただいても答えようがない質問をしとる

わけですから、そういう点では市長、なれておられないかも知れませんが、そこで耳に聞いた限りにおいて、やっぱり答弁をしていただきたいと思うんですね。

この流れは、浅羽さんもこの新聞記事、これは朝日新聞ですから、異論があればそのときに抗議もしとるだろうと思うんですが、やはり建設省に行ってちゃんと交渉されてるんですね。

これは朝日新聞の昭和48年3月16日付の新聞報道で、本当にそんなことができるのかという問い合わせが殺到したという、この理由が財政難、財政再建の中で財源をいかに作り出すかということで、市営住宅をこのまま持っていることも経費的にも大変だし、住民も望んでおるということもあって決断をしたということで、問い合わせに対して、この新聞の中での浅羽市長のコメントとして、先月末ということですから、これは3月16日付の新聞ですから先月末、2月の末だと思うんですね。だから、ちょうど第1回目の予算議会が始まるまでに、浅羽市長らが——らがですから職員と一緒に上京して、市営住宅建設の3分の1補助をした建設省の了解をとっており、法的には心配ないと言っているという、こういうコメントを出されとるんですよ。

かなりそのころも、ただ住民が払い下げてくれということだけでは無理なのかも知れませんが、この事情が至って住民の側からの要望というよりも、この段階では市の都合、これを売却しなければ、市は再建団体となって全市民に大きな迷惑をかけて市政運営ができないんだという、そういう危機感の中から、議会も理解をしてこの予算を可決しとるんですね。

そういうところから、先ほども私が言いましたように、それは上林さん時代から払い下げ問題はくすぶっておったんですが、明確に行政が財政問題としてこれを払い下げなければ市はやっていけないんだという、そういう危機感の中で、この問題で建設省を政治家浅羽市長が説得をしてこの予算を計上したという経過があるんですよ。

その後もそういう経過を踏まえて、稲留さんにしても12年間、市長が約束したことは守るのは当然だと。これは当たり前のことですね。そのの

約束を果たさないのであれば、それなりの手続とそれなりの内容を示してやらないと、それは無理ですよ。市長は1年間、行政はすべての資料を持っておるわけですから、それをすべて調査した上で、実現性も含めて建てかえをするという結論を一応出したわけでしょう。

しかし、現在の状態を見れば、その判断は決して実現性も含めて、やはり判断としては正しくなかったのではないかというのが私は普通の帰結だろうと思うんですが、そういう点で、市長、やはりこれは難しいことは私さっき言いましたよ。何ぼそういうことが合意されても、これは建設省が承認しなかったらできないのはわかってますね。市長も払い下げてやりたくても、許可がないものを払い下げできないんだから、私はできないものはやれると言いませんという腹の底には、やはりできるならば、建設省が承認をしていただければ、それは払い下げをしてやりたいとは思っているという、そういう気持ちじゃないかなと私推測、今までの議論を通しては思うんですけども、そういう点で市長、どうなんですか、これ。耐用年数も過ぎて、きのうも公営住宅は一定の補修、維持管理は明記されているということを明確に答弁されたわけですけども、そういう点も含めて、この問題の解決を私は司法の場に任せるというのではなしに、政治家としてやはりこの問題に努力をしてもらいたいと、そういう思いを強く持ちます。

市長は向井さんという個人ではなしに、今までの首長がやってきたすべての行為を担ってそこに立ってるという自覚の上で私はやってもらいたい。あれはだれだれの市長がやったことで、ということは思っておらないと思いますけども、そういうやっぱり首長というのはあなたしかおられないわけですから、株式会社でもそうですよね。だれがどう変わろうと、現在の社長が過去のすべての責任を担って解決していくわけですから、そういう点を含めてもう一度この問題の政治家市長としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 申し上げます。通告によるところの質問条項が大綱8点にわたっております。ただいま住宅払い下げ問題を再質問なされており

ますが、先ほど小山議員の方から、答弁は要らないという回答でございましたけれども、通告制でございますので、その各項に対しましての理事者の答弁を求めておりますので、理事者の答弁を求めます。後ほど小山議員の方からの再質問を受けさせていただきます。

〔小山広明君「ちょっと議長、議事進行で」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 市長は理事者じゃないんですか。私は、市長に対して質問をちゃんと明確にしとるんですよ。その市長にしとることを、今の住宅でも政策転換をするような提起をしとるのに、部長がそれを答えられますか。だから、それは議長がちゃんとそこで聞いて、理事者というのは、トップは市長じゃないですか。それをあなたが市長が答え出したら理事者に答えさすというのは、どういうことなんですか、それは。こういう質疑の時間も全部これ時間に入とる。僕の60分に入とるんだから、ちゃんと考慮してやってもらいたいんだけど、矛盾のない議事進行をしてくださいよ、指揮を。そんなんおかしいですよ。議長（藪野 勤君） わかりました。小山君にも申し上げておりますが、通告制ということでございますので、一応再質問はその後ということで、今市長の発言はとめておりません。

理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 一般質問ということでございますので、それぞれの担当部局より基本的にお答えをさせていただきます。私にということであれば、会派を組まれて代表質問でお願いをしたいというふうに思います。その中で、特に住宅問題の話がございましたので、この点だけ私の方でお答え申し上げたいというふうに思います。

現在、過去いろいろ私も入居者の皆さんと話し合いを何度かさせていただいたんですが、現時点では裁判になっているわけでございます。このような状況下にありましては、市としては訴訟されている側でございますから、それに市としての考えをもって対応するというのは当然かというふうに思います。それ以上のことは、現段階では申し上げられません。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

〔小山広明君「おかしいですよ、議長。何を答えるんよ」と呼ぶ〕

市民生活部長（白谷 弘君） 環境問題のもとから絶つ取り組みをお答え申し上げます。（小山広明君「なめたようなことを言うな。いんぎん無礼なことを言うな」と呼ぶ）

今日の環境問題は、これまでの産業型公害から自動車の排出ガスなどによる……（小山広明君「そんなこと質問してないでしようが」と呼ぶ）

議長（藪野 勤君） 静かに。

市民生活部長（白谷 弘君） 大気汚染、生活排水を主としました……（小山広明君「そんなこと質問してないやないか、いっこも」と呼ぶ）水質汚濁、また身近なごみ問題など……（小山広明君「おかしいですよ、それは、議長」と呼ぶ）

議長（藪野 勤君） 静かに。

市民生活部長（白谷 弘君） ……（小山広明君「質問してないことに答弁するようなことがどないしてできるんや、これ」と呼ぶ）市民の日常生活に深いかかわりを持つ都市生活型公害へと変化し……（小山広明君「議長、何をしとるんや、これ。質問してないことに答弁する必要ないでしょう。議事録おかしくなるよ」と呼ぶ）さらには地球温暖化など地球規模の環境問題に至るまで多様化し、複雑化してきております。（小山広明君「議長、あんた何をそこで指揮してんねや」と呼ぶ）

議長（藪野 勤君） 静かに。

市民生活部長（白谷 弘君） また、ダイオキシン類を初めとした環境ホルモンなど新しい環境問題も生じてきており、これらの環境問題に対応すべく廃棄物の減量を推進し、また適正な処理を図り……（発言する者あり）

議長（藪野 勤君） 静かに願います。

市民生活部長（白谷 弘君） 今後の廃棄物処理体制を充実強化することを目的として、廃棄物処理法の大幅な改正が行われてございます。

さらに、容器包装にかかわる分別収集……（小山広明君「そんなこと聞いてないでしよう」と呼ぶ）及び再商品化の促進等に関する法律が制定さ

れ、市民、事業者、行政のそれぞれの役割分担のもと、容器包装廃棄物の減量、リサイクルの新たな社会システムの構築が図られようとしてございます。

今後の環境保全につきましては、法律や条例化などによる政策だけでなく、市民、事業者、行政がそれぞれの立場に応じた役割を果たし、共同して行動することが何よりも重要であり、今後さらに環境に与える負荷を少なくするため、スムーズな分別排出実現に向けたリサイクル方策などを検討してまいりたいと、このように考えてございますので、よろしく御理解くださいますようお願い申し上げます。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君に申し上げます。通告制の中で質問の要旨に環境問題でもとから絶つ取り組みについてのお尋ねが出ております。それに対する担当の理事者側の答弁でございますので、御理解を賜りたい。

〔小山広明君「議長、ちょっとだけ」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 私、環境問題では、市長にやっぱり政治家としてそういう発言をする必要があるということを経験して私に問いとして言ったんで、議長も全部聞いておられない部分も、そら人間ですからあると思いますが、やはり市長が、市長としてそういうもとから絶つ、いわゆる処理困難物の材質は、使い捨てされるような容器については使わないようなことを、そら市で決めるのは難しいとしても、政治家としてやっぱりそういう発言、メッセージを言うべきではないかというのが僕の結論なんですよ。

だから、今言うのは、答弁書、もう書いてあるようなことを読んでいらっしゃるわけだけでも、そんな詳しい質疑もやってないし、部長も私が前で言ったことを聞いて答弁してもらいたいと思う、今後も答弁したいんであればね。ただ、的外れな答弁で60分むやみに過ごさないようにしていただきたいし、こういうことについては配慮いただきたいと思うんです。

議長（藪野 勤君） 理事者に申し上げます。質問に対しましては、的確な判断と正確なる、簡潔

なる答弁をお願いいたします。細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方からは、大綱第3点目、環境問題のうち、分煙対策について御答弁させていただきます。

現在、庁舎内におきましては禁煙対策を行ってございまして、御案内のとおり1日2回、午前、午後1時間ずつ計2時間の禁煙タイムを実施している状況でございます。喫煙者と非喫煙者が空間を分け合いますいわゆる分煙の対策についてでございますが、本庁舎も手狭な現状でございまして、一定の物理的制約があるわけでございますが、今後來客者用の喫煙コーナー、職員の喫煙コーナー等の設置に向けまして、設置場所または機種の設定等の検討を行いまして、早期に実現できるよう努力してまいりたいと思っておりますのでございます。

それと、財政問題、今の責任問題ということですか、態度表明ということでございますが、きのうからも御論議いただいてございますように、現在、行財政改革に取り組んでおるところでございまして、財政健全化に向けて努力しているところでございます。その中で、この財政健全化の達成に向けまして、現在、関係者の英知を集めて頑張っておるところでございまして、その成果をもって対応にかえたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 議員御質問の介護保険の御質問でございます。私のできる限りの範囲でさせていただきますと思います。その点よろしくお願ひしたいと思います。

議員御質問の趣旨といたしますのは、この介護保険制度を導入するに当たり、制度の理念でありますとか、あるいは在宅介護の必要性について、市としてどのように考えてるかという御趣旨だったと思います。それについて御答弁させていただきます。

高齢者の介護問題につきましては、高齢化の進展に伴いまして、寝たきりやあるいは痴呆の高齢者の方々が急速にふえる中、高齢者やその家族の介護の問題が家族の最大の不安要因であります。

そして、現実の問題としまして、今後高齢化社

会が進みます。そしてまた高齢者等の数も増加していくという、こういった背景の中、一方では家族の高齢化でありますとか、あるいは核家族化によります高齢者の同居率の低下というんですか、そういった家族での介護力の低下が叫ばれております。

こうした中で、こういった不安やあるいは問題の解消を図るべく、今後将来にわたりまして、社会全体で公平に補っていかうと、あるいは賄っていかうというのが、この介護保険の趣旨であると、このように考えております。そういった趣旨でもって、平成9年の10月にこの法が施行されたというふうに理解しております。

本市といたしましても、こういった介護保険制度の趣旨にのっとりまして、今後介護を必要とする方々でありますとか、あるいはその家族の方々にとりまして、不安なく十分に介護が受けられるよう制度の導入を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 一番最後の議員御質問の農林漁業の第一次産業の果たしている役割の認識ということでございました。特に、林業と漁業中心でございましたが、私いずれ農業を継ぐという立場でございますので、自分中心にしての答えになるかと思いますが、答弁をさせていただきたいと思っております。

農林漁業など一次産業については、新鮮な農水産物の供給はもとより、国土、環境保全や防災空間など幅広い公益的機能を持っておりまして、緑豊かな農地や森林、潤いあふれる水辺などは、地域の快適性を高める上で重要な役割を果たしていると認識をしておるところでございます。

魅力ある地域づくりを進め、より豊かな市民生活を実現していくためには、農林漁業の生産性の向上等のみならず、都市と農林漁業がお互いに共生する関係を築き上げていくことが何よりも肝要であると考えております。

また、地球環境問題が注視され、環境負荷を軽減する社会システムの構築が求められている中、自然の生命をはぐくみ、その恵みを受取る農林

漁業の持つ多様な機能の重要性は、今後さらに増していくものと考えております。

国におきましては、先般、農業基本法にかわる食料・農業・農村基本法が制定されまして、農業生産の向上のみならず、農業の持つ多面的な機能、都市農業の位置づけ等がなされているところでございます。

このような中、農林漁業の育成策につきましては、これまで大阪府において、平成4年に策定されております農林水産業振興ビジョンで方向づけがされました農業振興策並びに農地、森林、水域等の保全、活用に向けた各種施策について取り組んできたところでございますが、今後新たな基本法の理念を踏まえまして、市民の生活を支える農林漁業の育成について、新たな施策の導入についても検討を加えていき、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 普通の市民から議員になっているんな経験をするわけですけども、やはり市民に選ばれた市長と、また市民に選ばれた議員が議論をして、初めに答えを持って臨むのではなしに、議論の中から新しいものを生み出していく。これは当たり前を考えている我々の議論の基本ですわ。

私がずっと質疑をして、行政のいわゆる執行者、市民に選ばれてないそういう方が答えても、それは単なる説明で、現状こうなってまっせとだけのことですからね、やっぱり市長、大変失礼な発言をされたら僕は思うんですね。会派を組めと、市長に聞くんだったら会派を組めと。私をばかにしとるみたいだけでも、市長のそういう認識を私は示したと思うんですね。

私は、市長は市民から執行者として選ばれてる人だと、そういう思いでお尋ねをしとるわけですから、そして今私が言ったようないるんな問題について、市長しか解決する法的権限を持ってないわけですからね、そういう点で私はある意味で市長を尊重し、尊敬をして質疑をしとるわけですからね。一人会派だったら私は答えない、答えてほしかったら会派を組めと、そういう失礼な、市民に選ばれた議員に対してするというのは、ほんと

にいかがなものかなと思いますよ。取り消してほしくはないけど、そんなことは、事実ですから。取り消して済む問題ではないと思います。

そして、やはり農業の問題にしても、私は本当に行政と余りかかわってない若い、真っ黒に日焼けした漁師が、わしはこの漁師好きやねん、この言葉を本当に政治家市長として受けとめとるかということを実際に聞いたつもりなんです。そういうことになぜ市長が答えられないのか、私はわかりません。しかし、それは言っときます。そういうことを言っておられた。

また、ピシャコについても、山に上がって束ねて仏花として——文化なんです。僕は福井県で小さいころ育ったんですが、そういう文化はないんですよ。庭で咲いた花を仏さんに飾るんですけども、この辺はそれをしなくて、きちっと真っすぐになった、曲がったのやったら失礼だということで、何か独特のそういう仏花文化というのがあって、それが山と消費者をつないでいるという、そういうことで林業というものを行政の中でもきちっと認識してほしいなと思って言ったんですよ。

農業の問題は触れなかったですけども、別に農業を軽視しとるわけじゃなしに、やっぱり林業、農業、漁業というのは一本につながった生命線です。ありますから、そういうところで具体的に働いてる人がおらない限り、伝承文化も、また地域のそういうものも生まれにくいという認識で私しとるんで、これ、至って政治家同士がやる議論ですよ。国会でも、もう行政マンは答弁しないことになっとるんですから、そろそろ私たちは地方議会においても、市長と議員が差して——何もどっちがいいというんじゃないですね。議論する中でやっぱり新しいものを生み出していくということが必要だと思います。

そういう点で申し上げておりますので、その辺は市長も御理解いただいて、私に答弁しとるというんじゃないに、市民に、また議会全体に答弁する意味で、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

住宅の問題は、市長至って簡単にしか答えていただかなかったんですが、恐らく浅羽さんが一生懸命苦労したことは、大変無理な中で、財政問題を理由に払い下げをせえというのは、土台無理で

すね、これ。この浅羽さんの発言でも、これはいいことではないという発言があるんですよ。市営住宅を払い下げるということは、いいことではない。しかし、財政問題を考えたときに、このことをやらなかったら全市民に大変な迷惑をかけるという認識の中で、これこそ政治判断ですね。

そして、上京して説得をして了解をいただいたということが朝日新聞にコメントとして載っていると。この姿勢を私は向井さんにもう一度その当時を思い出していただいて、この問題を解決できるのはあなたしかないわけですから。建設省も泉南市長がどう考えるかということがまず第一義だと。建設省が許可をおろすかおろさんかと言われても、泉南市長がどう思ってるかわからないのに言えないというのは、それは当たり前の論理ですね。

そういう点で、市長、そっけない御返事でしたんですが、改めてきょう——入居者もたいへんですよ、これ、来るのは。ほとんど傍聴者のおらないときに、住宅問題に限って来られるでしょう。これ、どんな苦労かというのは、市長、わかりますか。普通の市民がなかなか傍聴に来ない中で、自分のこととはいえど、一生懸命——まあ客観的に見たらなかなか難しいですよ、行政相手のそういう訴訟はね。そういう中で、一生懸命来ておることも含めて、市長、一回温かい答弁してください。私にじゃなしにね。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この問題は、何とかお互いの立場の違いの隘路を見つけて、円満解決に向けて努力をしようという合意があった経過がございます。我々は我々なりにいろんな案も、これは十分かどうかは別にしてお出しただいた経過もあるわけなんです。入居者の皆さんは、前提が払い下げということでございまして、なかなかその隘路を見つけるまで至っておらなかったという中で、訴訟を提起されたということでございます。

したがって、今の時点では、先ほど御答弁申し上げましたように、既に訴訟の提起があるわけがございますから、それはその場で対応せざるを得ないというふうに考えているところでございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番(小山広明君) 先ほど言ったように、確かに現実の政治ですから、市がそういう方針を出せばそういう事業が起こってくるわけですから、ああ、その仕事したいなという人も確かにありますよ。そういう点で我々議員ですから、市民の支持を得ないと通らんわけですから、そういう点で、そういう建設をするような公約をした人には、それはあれなりにアプローチもあるだろうし、いろんなことがあって、そういうことの意味を受けて政治家が動くということもありますよ、そら。要望があるわけですからね。

もちろん、その仕事をするというのも、雇用の問題にしても、地域の活性化にしても、何も悪いことだけじゃないわけですから、どういう事業を市がするかということで、建てかえを出したわけですから、これ12年が完成年度でしょう。それを当てにしとる人かて、これ何にもないわけですね。市もやっぱりそういうプランを出したからには、資金計画も全部立てて、今赤字ですけどね。長期的な取り組みをして、財政的な段取りも一応それなりに考えて、状況的には年度、年度で問題はあろうけども、それをやっていくという意思でやってきとるんですが、結果的にないですね、これ。見通しもない。あなた任せで裁判に行っちゃったと。

しかし、あなたが本当の解決で市が約束をしたことを守ると言えば、住民も訴訟をおろすことは——住民かてこれお金使って訴訟しとるんですよ。それは取り下げるのは当たり前ですよ、解決するようにすれば。そして、それを払い下げた資金で、市は1カ所に本当に市長が公営住宅を早く、6万市民が待っておるといってあれば、それを建てることはなぜ決断できないんですか。やはり市長はしたいけども、建設省の許可がおりないということが最大の市長の払い下げができないという理由なんですか。一番の理由は何なんですか。どっちなんですか。

議長(藪野 勤君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 基本的なことを申し上げますと、やはり公営住宅というのは、本来払い下げすべきものではないという考えを持っております。当然、市民の財産あるいは市民が入っておられる

わけでありますから、それを建てかえてまた新たなそういう供給をしていくというのが基本的な考え方でございます。

それと、その経過からいいますと、やはり公営住宅の払い下げそのものです。これは、特に3大都市圏においては難しいという問題がございます。これは全国的な問題でございますけれども、そういう背景も確かにあるのも事実でございます。

それから、建てかえするにしても、当然その入居者の理解なり、協力というものが必要でございますから、ただ、強引に権力を行使するような形でやるというのは、やはり好ましくないわけでありますから、できるだけ理解をいただいてやるというのが考え方の筋でございます。

その中で、いろんな居住水準の問題とか、いろいろ景観の問題も含めて、あるいは今の時代ですから、中高層だけではなくて、いろんな対応というのは可能だというように思っておりますから、そういう中で解決をできればというふうにごうに考えてお話し合いをさせていただいたところでございませぬ。

議長(藪野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) 議事進行にかかわってのやりとりは、多少御配慮をよろしく願います。私も余り長くやるつもりは全然ございませんので、5分程度はよろしく願います。

市長ね、本来払い下げるべきではないと。3大都市圏は建てかえをするべきだというのは国の方針ですね。国の方針だからあなたもうんというのはいいと思いますが、3大都市圏といっても大阪も都市ですよ。泉南は大阪府下の一番南の、まあ半分山があるというところですから、そんな高層化して住宅を建てるというのは、3大都市圏の趣旨からいって、さほど泉南市から見れば、私はそんなに大きな要求じゃないように思うので、市長が言う、第一義的に市長が払い下げという方針が出せないのは、結果的に建設省が許可するかどうかは別として、あなたの意思とし、て払い下げはやっぱりしないということなんですか。どっちははっきりしてくださいよ。どっちなんですか。

議長(藪野 勤君) 向井市長。

市長(向井通彦君) それはもう平成8年の1月

に、水道庁舎に約40人の方がお越しになったときにはっきり申し上げております。建てかえの方針でございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） いや、通達が出たから、それまでの環境が違いましたと。それまでは案外払い下げができたけども、通達後は難しくなりましたと、だからできないものはできるとは言えませんが、本心的には通達がなければ、あなたは市が当初出した方針、払い下げということは、それは事によってはあってもいいと、そう考えとるんじゃないですか。あなたは、その払い下げないという理由が、建設省が許可しないからということが最大の理由じゃなかったんですか。私はそう理解しとるんですけどね。違うんですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私は当初から公営住宅はふやしますという方針で臨んでおりますから、建てかえて戸数を増して、そして新たな需要に対しての供給を図るという考え方でございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） いや、市長、ごまかさないでくださいよ。公営住宅はどこでも建てたらいいで、私もさっきも何ぼも提起してまんがな。売った資金でどっか1カ所に建てればそういうことが建てれるということで、仕事を当てにする人もすぐ実現するし、今払い下げられた人も新しくまた建てれば2倍に建っていくじゃないですか。

だから、何も私は行政が16年間にわたって払い下げをしますよと言ってきた経過を考えたら、その約束を守って払い下げするべきじゃないかということについて、市長は約束を守って払い下げしてあげたいけど、しかし建設省の方針が変わったんだから、いまさらそれを払い下げしてくださいと言っても許可されないの、だから払い下げはしませんと、こういうことじゃないですか、整理すると。違うんですか。はっきりしてください。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 過去の議事録を見てください。そういうことは言うておりません。建てかえをしたいということを申し上げております。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） いや、判断にはいろんな状況から判断するでしょう。そういう経過も市長はわかっとるし、浅羽さん時代から、あなたは恐らくかかわってないということはないと思うんですけども、そのときは、議事録を見ても事業部長というのはないんですね、その当時ね。助役が関連しとったんですかね。梶田さんという方かな。

だから向井さんの名前がないから、課長さんの名前はここにはないのでわかりませんが、恐らくこれだけ市を挙げて建設省に立ち向かっていくときに、全庁的な、特にあなたは技術者ですから、技術屋さんの意見も聞きながら、浅羽さんを先頭にやっぱりこのことに取り組まれたから、全然知らないということはないと思うんで、浅羽さんもそれは、公営住宅だから払い下げるのは本来よくないんだと。しかし、財政を考えたらこれしか道がないと、そういう判断ですよ。それが政治判断じゃないですか。

そら原則的に、法的にだけ言っとって、市がつぶれて再建団体になって何にも市の主体性がないと。それを選ぶのかということの問題でしょう。今はまた財政再建団体に陥っていくんじゃないかという状況の中で、今泉南市がこれを建てかえるといったら、また資金も要りますよ。現実的にできませんよ、そら。

それを同じような判断をする時期にあるんじゃないかなと思うんで、市長、もう一度きょうの議論を踏まえていただいて、やはり人間ですから間違いもあるのは、市長でもありますよ、そら。そういうこともやっぱりやって、一日も早くだれもが喜ぶような方法がないわけじゃないわけですから。ただ、1つネックは建設省の承認をもらうことですよ。これが政治家のやる仕事ですよ。

もう3分ぐらいで終わるんで、ちょっとお許しをいただきたいんですが、そういう点で、きのうの話でも、熊取町の話が出ておりました。熊取町も泉南と同じような古い住宅があって、新法ができて上げないかんという状況の中で、何か40年以上もたった家を上げるというのは忍びないと、何かいい方法がないかということ部下に命じて、市長の裁量でできるという隘路もあるということ

で、現在でも新法ができて、旧家賃のまま上げてないという報告を私も受けております。

そういう点で、市長というのは法律にがんじがらめでできないだけと言うんじゃないしに、市民が何を望むか、そして市長に許されてる裁量権も最大限に使いながら、一日も早く問題の解決を早くしていくと、そういうことをぜひ望んでおきたいと思います。

分煙対策についても、もう時期を待つことはないと思いますし、大阪府から資料をそろえれば、ほとんどの市町村が分煙対策を実施済みです。こういうことで、やっぱりたばこを嫌いな市民もあるし、赤ちゃんもあるし、仕事中のくわえたばこの仕事は絶対にやめてください、すぐ、市長。これは市長の方針でやれると思うので、そういうことも強くお願いをしときまして、議長の温かい理解で時間を少しオーバーしていただきましたけども、ひとつよろしくお願いをします。ありがとうございました。

議長（藪野 勤君） 以上で小山議員の質問を終結いたします。

午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時 3分 休憩

午後1時17分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 井原正太郎君の質問を許可いたします。井原君。

1番（井原正太郎君） 公明党の井原でございます。昼のニュースでも、また朝からでも報じられておりますけども、台湾の方で大きな地震があったようで、大変多くの方がその被害に遭われているようでございます。この席をおかりいたしまして、お悔やみを申し上げます。

平成11年度第3回定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、ただいまより質問をさせていただきます。

まず最初に、去る8月17日、トルコ北部での大地震は、マグニチュード7.4というような大きな地震でありました。悲しいことに、既に1万5,000人を超える犠牲者といまだに多くの行方不明者が出ておる惨状に心よりお悔やみ申し上げる

とともに、被災者の方々にお見舞いを申し上げたいと思います。また、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

私ども公明党は、この惨事を目の当たりにし、4年前の淡路・神戸の大震災とそのときに救援に駆けつけていただいた諸外国、とりわけトルコの国民の方々に少しでもお返しをすべく、過日ささやかではありましたが、樽井の駅で募金活動を行い、合計10万3,586円の義援金をお預かりいたし、お届けさせていただいた次第であります。また、その際には皆様、職員の方々にも貴重な真心の浄財の応援をいただきまして、大変ありがとうございました。

さて、私ども公明党は、昨年11月7日に衆参両院議員と全国3,000人の地方議員、また30万人の党員が一体となって、新しい公明党として出発をいたしました。そして、本年7月24日、第2回臨時党大会が行われたわけですが、今回の臨時党大会は今までと異なり、去る7月7日、自民党総裁の小淵首相から連立政権に加わってほしいという要請を受けて行った大会でありました。結果といたしまして、新しい世紀のあるべき姿を求める大きな改革のうねりの中で、私ども公明党は連立政権参加という歴史的な決断をして、新たな決意で出発をいたしましたわけであります。

それは、我が国日本が未曾有の危機に直面している昨今、公明党が真正面から敢然と課題解決に取り組み、日本の柱とならなければならないという深き自覚の上での決断を行ったわけでありました。これまでも公明党はよりよき社会の実現、そして公平で人間らしい社会を求める多くの人々の熱い思いを全身で受けとめて闘ってまいりました。そして、今、我が国の発展と世界の恒久平和のために、また後に続く幾世代の人々のために、ヒューマニズムの政治を大きく前進できるときを迎えたのであると、このような認識を新たにし、出発いたしました。そして、この臨時党大会で私ども公明党は3つの誓いを確認いたしました。

1つは、民衆の党として国民の願いを我が願いとし、どこまでも国民のために行動する。2つ目は、平和、人権の党として社会正義を貫き、国家主義、政治腐敗、人権抑圧と断固として闘う。3

つ目は、改革の党として政治の停滞を打破し、国民のために改革を持続する。以上3点を私どもは、公明党の永遠の原点として闘っていくということを確認いたしました。皆様には、今後とも何とぞよろしくお願いする次第であります。

少々前置きが長くなりましたが、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、第1点は環境問題についてであります。

昨年、ダイオキシン類対策特別措置法が成立いたしましたし、平成12年1月施行となりましたが、大気汚染防止法と相まって、新しい取り組みが必要となってまいりました。中でもダイオキシンの防止対策として、総量規制を行うことができるようになりましたが、当局としては、今後どのような取り組みをされようとしているのか、お尋ねいたします。

あわせて、河川の管理のあり方もいろいろ知恵を出さねばならないときを迎えたと思っていますが、その点も方向づけを示していただきたいと思えます。

第2点目は、少子化対策臨時特例交付金についてであります。

この交付金は、少子化対策として本年補正で、003億円の予算化がなされ、私ども公明党もその実現に努力をいたし、そして実現したわけですが、我が泉南市はどのような申請をしたのか、また、されようとしているのか、また、その交付金の額は最終幾らぐらいになるのかを改めて示していただきたいと思うわけでありませう。

第3点目であります。NPOの認証についてであります。

これは特定非営利活動促進法として、平成10年3月に制定されました。このことは膠着しつつある行政の中で、新しい手法によって地域の福祉、環境等社会を取り巻く課題解決のために大きな貢献が期待されます。今、我が泉南市ではその方向性をどうとらえているのか示されたく、お尋ねいたします。

4点目であります。学校の整備についてであります。

昨年来、文教消防委員会でその実態を現地視察しながら見てまいったわけでありませうが、淡路・

神戸の震災以降、耐震診断も義務づけられていると理解しているわけですが、その現状と今後の方向性を示していただきたいと思えます。

最後に、污水处理施設の管理についてであります。

前回の議会でも、市長から一定の方向づけをお聞きいたしました。その多くは市に移管したものの、さらには公共下水道のつなぎ込みの予定も今回示されておりますけれども、現状と今後の方向づけをお聞かせいただきたいと思えます。

以上、質問が多岐にわたりましたが、答弁は簡潔にお願ひし、時間の許す限り自席で再質問をさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（藪野 勤君） ただいまの井原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） NPOについて私から答弁をさせていただきます。

民間の非営利団体、ノン・プロフィット、オーガニゼーション、いわゆるNPOの活動につきましては、社会ニーズの複雑多様化する現代社会におきまして、福祉、まちづくり、環境、国際交流、青少年の健全育成などさまざまな分野で社会貢献活動を展開し、その存在と重要性が広く認められてきております。

しかしながら、NPOの多くは任意団体として活動しているため、団体名で銀行口座の開設や資産の登記などの法的行為を行うことが非常に難しく、NPOのさらなる発展を妨げる状況が発生しておりまして、これまでその対応策が急がれてきたところでございませう。

このような状況下、昨年3月に、こうした団体に簡便な手法で法人格を付与することにより、NPOの自由で健全な活動を促進し、公益の増進を図ることを目的として特定非営利活動促進法が制定されまして、今後のNPOの活動の展開が期待されているところでございませう。

法施行後、余りまだ日も経過しておりませうけれども、現在全国で約1,000件以上の申請件数が出ているというふうにおもっております。本市といたしましても、初めに申し上げましたように、NPO活動の必要を十分認識いたしておりまして、

今後NPO活動における必要な支援、協力体制を構築して、社会ニーズに合ったNPOの育成に努めてまいりたいと考えております。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 井原議員の御質問のうち、環境問題につきまして私の方から御答弁申し上げます。

現代の経済の発展に伴いまして、大量生産、大量消費が生活様式の多様化や利便性の向上をもたらしましたが、また一方では、廃棄物の排出量の増大を初めとする環境負荷を生み出してきたところでございます。これからのごみ抑制には、第1には、ごみになるものを持ち込まないこと。また、第2といたしまして、物の寿命を最大限に生かし使い切ること。第3としまして、不要になった場合はリサイクルのルートに乗せること等の努力をする循環型社会への転換が大切であると言われておるところでございます。

本市におきましても、資源を大切に環境負荷とならないごみ抑制を市民、行政、企業の三者が容器リサイクル法により役割分担を認識し、行動することが重要な課題であると考えてございます。このことがダイオキシン対策につきましても、大変有効な手だてであると考えておるところでございます。

今後につきましても、広報等を通じまして、市民の方々にはわかりやすいPRを行いながら、ごみの資源化を図りつつ、できる限りごみの排出抑制、また再利用などの減量化を推進してまいりたいと、このように考えてございます。

また、ダイオキシン対策についてでございますが、従来より御答弁申し上げておりますが、野焼き等につきましては、大阪府におきましても、今日の社会情勢からより厳しい行政指導並びに取り締まりを行うため、不法投棄や野焼き行為についての監視を強化するとともに、行政指導の徹底に努めております。その結果、野焼き行為に対する苦情や市民からの通報などが減少しているのが現状でございます。

本市としましても、今後行政指導に従わない行為者に対しましては、大阪府並びに警察の協力を得ながら厳しい行政指導を行ってまいりたいと、

このように考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、汚水処理施設につきまして御答弁申し上げます。

現在、泉南市におきましては、4カ所の団地汚水処理施設を市の施設として維持管理をいたしてございます。これら施設は団地開発時に設置され、長年居住者あるいは開発業者の手により維持管理されてまいりましたが、居住者の間から市の施設として維持管理を希望する声が高まり、その総意のもと、またその公共性にかんがみ、規模を限定して現在市の方で維持管理をしている施設もでございます。

このような施設を引き継ぐに際しましては、その条件となる要綱が制定されております。そして、この要綱のすべての要件を満たす施設が引き取りの対象となります。例えて申し上げますと、構造物や機械類に損傷がないこと、処理施設用地が市に帰属できること等の移管条件を設定してございます。

今後他他の汚水処理施設を泉南市が引き継ぐ場合、この要綱の運用により事務を進めてまいることになってございます。現時点で引き取りに至っていない処理場につきましては、住民の合意、機器改修についての費用負担、用地の帰属等の諸問題が残っており、引き取りまでいっていないのが現状でございます。

また、現在4施設を泉南市で管理いたしてございますが、本年10月、公共下水道の供用開始に伴いまして、みずほタウンの汚水処理場が公共下水道に接続する予定となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 河川管理についてお答え申し上げます。

平成9年度に河川法の改正があり、そのもととなった河川審議会において、治水や利水とは異なり、河川環境や地域づくりのあり方は、地域によって多様であることから、河川整備について環境や地域づくりの観点からとらえ直すため、地域公共団体や流域の住民との役割分担を明確にし、そ

の主体的な参加を促す必要があると提言されております。

この提言を踏まえ、法改正に続き各種通達など順次整備されつつある状況でございますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 井原議員御質問の少子化対策臨時特例交付金についてお答え申し上げます。

この特例交付金は、保育所待機児童解消を初め、地域の実情に応じて少子化対策の呼び水として効果的な創意工夫ある幅広い取り組みの保育、教育等の事業に対し交付されるもので、地域における少子化対策の一層の普及促進を図るとともに、雇用、就業機会の創出に資することを目的とするとされております。さらに、その対策事業として、保育所、幼稚園に対する緊急設備整備等二十数項目が示されておりました、今後早急にこれら事業の実施について検討してまいりたいと、このように考えております。

なお、待機児童解消策としましては、施設設備の改修を図り、保育現場の環境改善を行い、当面は定員の弾力化で待機児童の解消に努めたいと考えております。

なお、泉南市の方に示されておりますこの交付金の交付限度額でございますけれども、現在8,807万6,000円が示されております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 井原議員の御質問の学校校舎等の整備計画についての現状と今後の方向性についてを御答弁申し上げます。

平成7年の阪神・淡路大震災や過日のトルコやギリシャ、そしてまた台湾の地震が起こっておりますが、これについては大変な被害が起こっております。この震災を目にしますと、学校施設の老朽化は、教育環境の悪化だけではなく、児童・生徒の命の安全性の面や学校施設が市民の避難場所に位置づけられている点からして、耐震診断の必要性については十分認識いたしておりますが、御指摘の耐震診断につきましては、現在実施していないのが実情でございます。

学校施設の整備につきましては、可能な限り施設の改善に努めてまいっておりますが、現在、幼・小・中学校を合わせて24校園ありまして、各施設とも建築後相当の年月が経過しております。経年劣化してきておりました、改修工事の必要性が生じておりますので、年次計画的に整備すべく努力してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 一通り答弁いただきました。順次再質問をさせていただきます。

まず、環境問題についてであります。

昨日来、環境問題、特にダイオキシンの問題に関しましては、ほかの議員さんにも一定の答弁がされたわけなんです、本日の答弁におきまして、やはりダイオキシンの恐ろしさ、そして今後この日本の国が本当にそういう公害のない、また住みやすい、そういうふうな国にしていくためにも、このダイオキシンの問題は、ただいま全国規模でいろんな規制であるとか、あるいは改善をされて今大きな問題にもなっております。

したがって、我が泉南市も昨日答弁いただきましたように、何十億という投資をし、バグフィルターであるとか、燃焼の精度アップであるとか、非常に努力はされておると思うんですが、いずれにしても、先ほど部長の方からいわゆるごみを減らすんやで、あるいは使い切る、あるいはまたリサイクルをしていく、このような方向でなかったらいかんという認識をしておりますというふうな御答弁をいただきました。

ただ、認識はお互い共通しておるものがあると思うんですけども、一応泉南市として強い目的観、いわゆる意思決定をしていかないかんときを迎えるなというように思うんです。きのうの質疑なんかのやりとりを聞かしていただいておりますと、特に男里浜地区ではほうっておけないような質疑もございました。

そんな中で、今部長が答弁されましたように、もし、ごみゼロ社会を目指そうというのであれば、おのずといわゆる行政の市民に対する投げかけ方が変わってくるやろなというふう思うんですよね。12年から容器リサイクルというふうなこと

から、まだ2品種のいわゆる分別収集が行われずということ、既に今知っておるところなんですけども、今の答弁じゃないですけども、ごみゼロをやらうとしたときに、もっと市民に協力を求めるべきである。また、そのようなビジョンをはっきりさせた暁には、今回のような大規模投資でごみ焼却場の改修というんですか、改善というんですか、これはいいことなんですけども、またもう一步違った方向性が僕は示されてくると思うんですね。

だから、もう一回聞きたいんですが、泉南市はごみ対策に対して今までもいろんなダイオキシンの調査もやってきましたし、今後もやっていくでしょう。また、今後も新しいバグフィルターを設置して、きのうも話がありましたように、ダイオキシンを非常に低い数値でコントロールしようとする。

しかし、もっと大事なことは、泉南市のごみに対する意思、この辺をどこに置くかによって今後の対策がうんと違うてくると思います。部長、もう一回ただいまのごみに対してどうこうするという以前に、泉南市のごみ対策はどうあらねばならんのだと、どうするんだということをはっきり申していただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 井原議員の再度の御質問でございますが、泉南市として根本的にごみ対策をどのように考えておるのかという問いであったと思うんですが、実は我が市の清掃課におきましても鋭意検討を行っておるわけでございますが、何分来年の4月からはその他プラスチック等の分別収集、またその1年先には家電製品の分別収集と。国の方での環境対策につきましては、年々方針が変わってございまして、泉南弁で申し上げますと、それらに振り回されてるような格好で行政を進めておるわけでございますが、先日8月の末でございますが、堺を除く泉州8市4町の清掃課の担当部課長並びに清掃事務組合の局長が一堂に会しまして、会議を行ってございます。

その中では、各市また各組合それぞれ独自の課題がございまして、どのようにすれば最善の方策がとれるのか、各市の意見の発表があったわけで

ございますが、今後それらにつきまして、泉州8市4町で十分論議をするとともに協力し合い、今後のごみ対策に役立てていこうという初めての会合でございましたので、今後具体的な課題を提起いたしまして、それらに基づきまして我が方もある程度の数的な課題を設けまして今後の行政を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、もうしばらく時間をいただいたらありがたいと思っております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 井原君

1番（井原正太郎君） 今、答弁いただきましたけども、やはりまだはっきりしたものがないんですよね。私もかねがねこの質問の中で口にして批判を受けたり、あるいはしかられたりする中に、いわゆる清掃業務に関しては、直営のものを民間にして、財政にやっぱり貢献するようなシステムにせなあかんとかいうふうなことは、今までも口にしました。

しかし、この大きなごみ問題というのは、ごみは大体去年の今ごろを見ますと月に2万3,498トン出てますけども、このような形でごみが出るのであるというふうにいわれる認識した上での施策となると、今もありますように、泉南の清掃組合が今大きな投資をしておりますように、30億も投資をして大きな立派な焼却場をつくらないかん。また、ごみを収集するためにパッカー車も更新していかないかん。また、そのためには人も必要であるというふうなことからしても、この根本対策1つ間違うと、泉南市の後は大きくプラスにもなるし、マイナスにもなるし、市民の健康を大きく左右する選択肢であろうな、このように考えております。

今もちょっと議員の中から、一回市長のその意思をはっきりしておくべきであると、聞くべきであると。今、部長からいただきましたけども、市長にあられますは、やはりごみ対策に関しては、根本的にどのような方向づけ、かじ取りをしていくのかを再度確認してみたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） このごみ問題は、今後のい

わゆる21世紀の大きな課題だというふうに思っております。私も21世紀にこの環境というものを1つのキーワードとして挙げておまして、泉南市は泉南市としてのこういう環境問題に取り組む姿勢を内外に示しております。

先般も日本工業新聞に大きく取り上げていただきましたけれども、特に大きなウエートを占めますごみの中の生ごみですね。これが約半分強あるわけなんですけれども、これについていかに減らしていくかというのが大きな課題だというふうに思います。こういう問題に積極的に取り組んでいただいている市民の方もたくさんおられますので、あるいは地域の方もたくさんおられますので、そういう方々とも懇談をさせていただく中で、いろんな御注文も受けております。また、御協力もお願いをいたしておりますが、まず家庭から出るその生ごみを減らしていく必要があると。

いろんな減らし方があるかというふうに思いますけれども、やはり有機堆肥化ということが挙げられるというふうに思います。ただ、これは作るだけではだめでありまして、それをまた消化する、使う1つの流れをつくらないといけないと思っておりますので、今後そういう需要と供給という1つのサイクル化を考えていきたいというふうに思っております。

それから、有害物質については、ペットボトルの分別回収も大阪府下でトップで、一番組で泉南市はスタートいたしました。その他プラスチックについても、来年の4月からこれもトップを切ってやりたいということで、今いろいろ内部的に検討をいたしておりますが、やれるものは必ずやっていくというスタイルでやっております。

それとあわせて、分別収集してきたものの分別化のためのヤードを今年度清掃組合でもつくりますけれども、そういう施設とそれから行動と一体になるように考えております。それと、またそのリサイクル化、泉南市の場合は卵ケースなんかリサイクルしておりますのと、職員が着ております制服にペットボトルのリサイクルを使っております。そういうことも積極的に行っております。

それと、今後のごみの問題なんですけれども、泉

南の清掃組合もいずれ能力が限界に達する可能性がありますので、それをできるだけ延命化させるための方策を考えていきたいというふうに思っております。それと、万一そうなった場合、燃やすべきなのか、あるいはRDFのような固形化をすべきかということもあわせて検討をしていきたいというふうに思っております。

いずれにしても大きな課題だというふうに思っておりますので、全庁的な立場で今後ともこのごみ問題について積極的に取り組んでいきたいと。そのためには、まず定期的に広報でいろいろお願いもしておりますが、まだまだ分別にいたしましても、出す側のモラルの問題もありますので、できるだけ市民の皆さんにも協力を訴えていって、そしてこの問題が大きな投資を伴うと、あるいは環境に大きな影響を与えるという認識を持っていただいて、行政と市民と一体となった取り組みのもとに、最善の方策を考えていきたいというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） ただいま答弁いただきましたけれども、私の認識としては、市長、泉南市は府下のどの地域よりもごみに対してはうるさいんですと、先駆的なそういうごみ減らしの行政でありますと、そういう施策をしいてまいりますというふうに理解してよろしかったんでしょうかね、これは。それはそうなんでしょうかね。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 少なくとも過去、歴史的に見ましても、先ほども言いましたように、いろんな施策についてはトップを切って走っているという認識をいたしておりますし、今後もやはり環境というのは21世紀の大きな課題でございますから、そういうトップを走るという意気込みで取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） ぜひそのような方向でお願いしたいと思います。そして、先ほども広報等で市民の皆さんに御協力をお願いするという話もございましたけれども、やはり市民の方にもいち早く協力を求めて、そしてその後押しをしてもらえようような環境づくりをしてもらいたいと思いま

す。

ただいま答弁をお聞きしております、1つは生ごみ対策、私も慌て者ですから、休耕田というんですか、休耕田のところを見つけて、下で持ち主探して地主の方に直接交渉に行ったもんですから、いろんな税制においても優遇されますよというようなことで、ぜひ提供をお願いできませんかというような勝手なことをしまして、怒られてしっぽを巻いて帰ってきたようなこともあったんですけども、今言いましたように、幾ら生ごみをボカシであるとか、あるいはいろんな形で他へ転用しようと思っても、それを消化するところがあれば何にもならんわけでありまして、非常にそういう点1つをとってみても、ぜひ協力してもらわなあかんことが山積しておるなということを感じました。

それと、前回の議会でしたか、前々回の議会でしたか、ごみをたくさん出す家庭においては応分の負担をお願いしますよと、あるいはそういうふうな形をとってはどうかというふうなことも、いよいよ時期的にも近くなるとるんじゃないかなというふうに思うんです。だから、今も話しましたように、30億をかけて立派なごみ焼却場ができた。しかし、その能力が満杯になって、あるいは灰の捨てるのと、また処分する施設そのものがだめになるというふうなことで、後年市民の方々に大きな負担を強いなきゃならんというふうなことは、非常に残念なことになると思いますんで、そういった意味でもごみゼロ社会、循環型社会というものを徹底してお願いしたいというふうに思います。

次に、河川管理のことですけれども、これもきのうからの答弁の中で、方向づけがされておるわけなんですけれども、きょうも竹中部長の方から、地域の団体あるいは地域の方と役割分担をして、そしてこの河川管理をやっていくんだというふうなお話をいただきました。

先輩の島原議員からも、男里川あるいは樫井川の管理のありようというふうなことで話があったわけなんですけれども、私もちょっと市民の方から具体的に提言をされたことがあります。それは、例えば樫井川等の公園化であるとかいうことも今

まで何度か畑上に上がったわけなんです、1つは、自分の木を植えたらいいな、例えば桜の木でも植えさしていただいて、そしてそれを自分が管理して、あの河川敷に4月が来ると立派な桜が並木道としてというふうなことを市民の方が私とこへ提言を持ってきてくれました。

河川の管理のありようというのは、今河川法が変わって多自然型というんですか、そういうような形で、今までのようないわゆる三面張りのようなものから、本当に環境にやさしい河川の管理というのか、当然そうならないかんわけなんですけれども、そのような信号なりサインをいただきました。

この点については、この間「広報せんなん」でも、例えば公園やら学校やら等で樹木、あなたの手で緑を育ててみませんかというふうなことでやってくれてますよね。これは道路公園課が中心になって、高木で17種、低木で12種、このような形で申し込んでいただいたら、来年の3月にはお渡しできますよというふうなニュース、案内も載っております。

そういった意味で、河川管理のあり方として、市民がわざわざ金を出すよと、私らも協力するよというふうな信号が送られてきとるわけなんですけれども、こういうふうなことに對して、対応を考えていただきたいなというふうに思うんですが、そこら辺を答弁いただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 御提案のような樹木の個人管理という手法は、従前の枠組みからするとかなり困難であると考えられます。今、申し上げましたとおり、河川管理の手法も変わってきておりますので、近隣河川の状況も踏まえ、樫井川を管理する大阪府に対して要望を行ってまいりたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願いします。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 部長、今難しいと、原則難しいと。ただし、そういうふうな考え方もあるので、いわゆる災害の起こらないような形、あるいはその市民の要望は府の方にお伝えしますよと、このようにお答えいただいたと思うんですが、こ

れでよろしいんですか。

議長（藪野 勤君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えします。

そういう要望、意見がありましたということ、河川の管理をしている大阪府に対して伝えたいと、要望したいと思いますので、よろしく御理解のほどお願いします。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） ちょっとニュアンスも違うんですけども、ひとつ市民の方からそういうふうな美化の意味、あるいは自然を守って、自分らが住むにはいい都市にしていこうというふうなことで、そこら辺まで市民ニーズも上がってきるといふこと、ぜひ具体的に、泉南市にも一定の枠がありましようけれども、一定の意思は必ず伝えておいてほしいなと思います。よろしいでしょうか。済みません。

たくさん質問いたしましたので、いろいろあるんですが、次に少子化対策の特例交付金について改めてお伺いしたいと思います。

特に、今谷部長の方から、8,800万に及ぶ少子化対策の特例交付金が泉南市の場合は受けられるというふうなことで、特にマスコミ等で少子化対策としていち早くシルバーシートであるとか、あるいは幼稚園の具体的な改造であるとかというふうなことで目にするわけでなんですけれども、1つ私が質問した中で、既に申請をした市もあります。また、してないような市もあります。

我が市の場合はしてないというふうに理解しているんですが、これは慎重に構えておるからそうなるんか、あるいはちょっと忙しかったんでそうなるんか、そこら辺いろんな事情があると思うんですけども、そこら辺は正直なとこどんなどでしょうか。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） この少子化対策臨時特例交付金の申請の件でございます。

ことし泉南市としまして8,807万6,000円の内示額をいただいております。これはあくまでも限度額という形で内示を受けているわけでございますけれども、実際にこの申請につきましては、

8月に第1次の申請がございました。そして、その時点で我々としては、要するに現在、各保育所等に一体どういった事業を要望しますかという形で現場の方におろささせていただきます。そして、この特例交付金の趣旨を説明いたしまして、そしてその趣旨に沿った形の事業計画をこちらの方に上げていただくと、そういう段取りになっております。

そして、この第2次の申請が11月というふうに聞いておりますが、その時点で我々も具体的に事業を申請していきたいと、このように考えております。そして、今後の事務の流れとしては、12月の議会の方で補正予算といった形の予算化を計上していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 今、ちょっと私の方で間違った発言をいたしまして、シルバーシートと言ったのはチャイルドシートの間違いですので、ひとつ改めさせていただきます。

今、部長の方から一定の答弁をいただいたんですが、それぞれの施設からの返事も遅かったというのが1つの要因にもなるとようなんですが、ここ1年来、やっぱり保育所における待機児童なんかは非常に気になるなと思って、かねがね私も担当部課にいろんな形で相談をしてきたわけです。

ちょっと気になるなと思うのが、この少子化対策特例交付金というのは、使い方も非常にいろんな角度で利用できますよと。そして、今財政難の折、8,000万を超えるこの資金というのは、非常に魅力的な、ある意味おいしい話やなというふうに思うんですね。福祉の課長と話したら、ちょっと中途半端だなという声もあるんですけども、そういった中で、保育所に入れずに待機してお母さん方がおると、この1年間通じて私つくづくそう感じたんですけども、いわゆる私立の施設に関しても交付金は使えますよというふうな理解であるんですけども、その辺は私立の保育所、あるいはそこら辺も大きく使えるんですね、これは。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 保育所にいたしましては、現在2園私立の保育所がございます。保育所といいますが、当然認可保育所ということなんですけれども、そういった認可の保育所については、すべてこの交付金の対象になるということでございます。

それと、もう1つ、そしたら反対に無認可はどうなるかということに多分なってくるんですけども、無認可につきましては、設備につきましては一応その対象になるというふうに聞いております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 今、くしくも認可、不認可というふうな話が出てきたんですけれども、私も今それを確認しようと思うておったんですが、不認可の保育所であっても、設備に関しては可能であるというふうに今御答弁いただきました。本当にこんな不景気であって、若いお母さん方が働きたい、しかし自分の子供を預けるのに、こういうふうな事態を数多くこの1年間見てまいりました。

そういった意味で、やはり市の方としても、何とかそういうふうな方に少子化対策の1つとしてフォローアップしてあげたら大変ありがたいなというふうに思いますんで、その辺何とぞよろしくお願いしておきたいと思います。

次に、NPOの問題であります。

これは、欧米の方では非常に積極的にこのシステムが導入されて、特に財政難の折、こういうふうなボランティアであるとかNPO、こういうふうな力なり協力というのは、非常にありがたいなと思うんですけども、先ほど市長も答弁いただきましたように、まだまだその認識は甘いし、法整備されて時間もたっていないわけなんですけども、そんな中で全国で1,000件のいわゆる認証を求める手続きがされておるようなんですが、具体的に、特に我が泉南市でもいろんな団体がありまして、その活躍も最近9チャンネル等で目にするところなんですけども、うちの泉南市でこのNPOの認証をいただきたいな、手続はどうしたらいいのかなというふうなことで泉南市に来られた場合に、そ

の窓口はどこであり、どういう手続をされたらうまくその申請に対して手続してあげられますよというふうなことが整備できておるのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） このNPOにつきましては、まだ法律が制定されて間がないということで、具体的に市内の方々からの問い合わせというのは少ないんですけども、大阪府の方で特定非営利活動促進法のあらましということでパンフレットが出ております。それは泉南市の方にもございます。

その中には、法人になるにはという条件とか、法律の抜粋、それと法人設立までの流れというのが書かれておりますので、それと大阪府の届出の窓口等が書かれておりますので、これは市の方でもパンフレットはコピーすれば複製できますから、それは提供できると思います。

ですから、今のところ企画広報課に1部あるだけでございますけれども、市内の方々の動きにつきましても、大阪府の方と情報交換、収集なりを行った中で、この辺のPRも進めていかなければならないというふうに考えておりますけれども、現実にはパンフレットとしてはございますので、御入り用でしたら我々としては準備させていただくつもりであります。

以上です。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） パンフレットは用意しておるといふことなんですけども、最近の新聞を見てみますと、例えば環境の委託業務であるとか、そしてまた河川における生態調査であるとか、その道の非常にすぐれた方がいろんな形で応援している例が新聞でも報道されておりました。

また、障害者をお持ちのグループが本当に自立を目指して、そしてそのように法人化を取得して、自分の子供が未永く生活がきちっと保証していくというふうなシステム。市にも福祉課があり、そのような応援はできますけれども、そういうふうな形で、みずからがグループ、法人化を取得して生き延びていく、そして頑張っていくというふうな姿が新聞で報じられておりました。

ちょっと今説明で、パンフレットはあるでというんやけども、実際問題お世話してもらえるのかどうか。はい、パンフレット、これあるからこれ見てやりやというんかね。その辺のところは、まだちょっと市の方では整理できてないというふうに理解してよろしいんですか。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今言われました環境の關係のNPOの設立法人ですね。その辺も情報として持っておりますけれども、それと市内の方々への情報提供についてはパンフだけかということでございますけども、現状としては、今の段階ではその程度なんですね。我々としたら、これは活動としていろいろ情報が入ってくる中では、やはり今後は市内のボランティア団体に対する情報化ですかね。その辺のシステムづくりとか、ボランティアを探している個人とボランティアを求める団体の引き合わせとか、府等が実施するセミナー等の開催の案内の情報提供とか、その辺は今後必要になってくるというふうに考えておりますので、今後その辺の情報の蓄積等にも力を入れてまいりたいというふうには考えているところでございます。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） いろんな意味で、私ども行政をバックアップしてくれる、あるいはまた私どもの手の届かないところで、いろんな支えをしてくれるというふうなことでは、非常に楽しみなこういう制度であるようですので、ぜひ活用しやすいような形で御努力をお願いしたいと思います。

学校の校舎の件であります。先ほど答弁いただきましたけれども、特に今大きな地震がこんな形で起こった中で、まん悪くうちの市内の校舎も耐用年数にぎりぎりのところまで、もう多くの校舎がそこまで来ておると。まして4年前には大きな揺さぶりを受けた、そういうような施設である。文消の委員会の方でも、委員長を初めいろんな形で現場を見てまいりました。

そういった中で、雄信の小学校に見るように、屋上へ行ったら大きなクラックが入ったままになっておると。で、その校舎でもって子供たちが勉強しておるといふことからして、先ほどの

耐震診断、この位置づけですね。やらないかなんということはわかっておると。しかし、やってないんですわということで、これは説明がつくのかどうか、またそれで済ますことができるのかどうか、そこら辺をちょっと確認したいと思います。

議長（藪野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 学校施設の整備、幼稚園も含めてですが、非常に古いと、老朽化しているということから、非常に危険性もございます。前の議会でも、たくさんの議員さんからも御質問いただきました。常に学校関係の施設整備については、頭を離れないような状態しております。そして、今現在のところ危険性のあるところとかそのあたりは、十分迅速に対応しているつもりでございます。そして、その中でもやはり大規模改修が必要なところがあると思われま

それから、その大規模改修については、当然耐震診断が絡んで必要となっておりますので、それもあわせて考えていかなばならないというふうに認識いたしておりますので、今後現場ともいろいろ協議相談させていただきながら、その推進、対応してまいりたいというふうに考えております。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 非常に抽象的な答弁をいただいたんですけども、やるということはやるんであるけれども、その期日であるとか、具体的にどういふ手法で説明をするとかというふうなことにしては何ら具体性がないわけでありまして、私ども素人から見ると、それだけ耐用年数が迫った校舎の管理については、我々外から見てもクラックが入ると、あるいは危険であるというふうなものがわかるわけでありまして、特に専門家がさっと見たら、一目瞭然やと思うんです。

したがって、この校舎については、こんな耐用年数まで来ておると。しかし、この一番大変な校舎については、優先的にやはり耐震診断を行っておるといふような状況がないと、父兄の方にも説明がつくんじゃないかというふうに考えます。そういった意味で、もうわかり過ぎるほどわかっと思っておりますので、くどくど申しませんが、これは全部やるにもやはり一定の費用も予算も伴

いますんで、ここというところはきちっとやって、順次改修の段取りでお願いしたいなというふうに思います。これはもうそのような意見にしておきます。

時間も迫ってまいりましたんで、あと私の方からは、先ほど泉南市下の下水道、いわゆる汚水処理等の4施設について答弁をいただきました。前回の議会でも、私この点はちょっと市長に質問をさせていただいたんですが、特に市に移管したものは僕も見てまいりました。これは非常にいいことやし、みずほも今具体的に名前が出ましたように非常に結構なことやなと思います。しかし、そこに至らん施設については、非常に危険やなというふうに感じました。

一昨日からもあの集中豪雨の中で、もし泉南にあの豪雨が来たときに、あの施設は耐えるのかなというふうなことで心配になりました。もちろん外回りは大きなクラックで、1回は修理をしておると思います。そんなことで、やはり条件が備わらないと、市に移管も、あるいはそういう環境にもならないというふうな答弁でございましたけども、ちょっとこれはそれだけじゃなしに、市の方からやはり強い指導が要るんじゃないか。

私、何でこんなことを言うかといいますが、新聞配達の方があそこの施設は非常ににおいもあるいは音もきついですよと、よく皆さんはたの人は辛抱できますねというふうなことを言われましたんで、早速見て前回もこの場で取り上げたんですけども、これは単にあんとこの設備がこちらに移管する条件になってないよというレベルで話しされたら、これは大変やなと。

したがって、一定の覚悟をしてでも、行政から強い指導がなかったらいかんというふうに考えます。そのあたりについて答弁をお願いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 井原議員の再度の御質問でございますが、議員御指摘の団地の集中浄化槽につきましては、6月議会で市長も御答弁申し上げましたが、公共下水道に接続するのが最善の処置ではなからうかということの御答弁を申し上げます。

議員御指摘のとおり、この浄化槽につきましては、泉南市の団地の中で一番古うございまして、若干のにおい、また若干の機械音等があるのは、私どもも承知いたしております。

それらの浄化槽の管理につきましての行政指導を徹底せよという御指摘でございますが、合併浄化槽の施設につきましては、公共のもの、また民間のものにかかわらずそれぞれの法令により規制を受けてございまして、例えば放流水質につきましては、水質汚濁防止法、また維持管理につきましては、浄化槽法の規定により大阪府から行政指導をするということになってございまして、私どもとしましても大阪府と連携を密にしながら対応に努めてまいりたいと、このように考えてございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 以上で井原議員の質問を結びたいと思います。

次に、4番 市道浩高君の質問を許可いたします。市道君。

4番（市道浩高君） ただいま議長よりお許しをいただきました清和会の一人、市道でございます。平成11年第3回定例会におきまして、一般質問の機会を得ましたので、通告に順じまして質問をさせていただきます。昨日、また本日の午前中の先輩や同僚議員と質問が重複するやもしれませんが、そのときは御了承願いたいと思います。

さて、不況の長期化が続く現状で、本市の財政も柔軟性を失い硬直化に直面し、市民ニーズのくみ上げも難しいことではありましようが、こんなときこそ、まさに行政と市議会が相互に協力し、この難局を乗り越えていかなければならないと考えています。私も市議会の一員として、市民ニーズに十分こたえていけるよう努力してまいりたいと思います。

大綱第1点目は、財政展望においても財政状況が厳しいと示されていますが、原因をどのように考えているのか。行政改革を実施している中でも、経常収支比率がふえていることについてもお聞かせください。また、今後財政再建に向け具体的にどのような対策を講じようとしているのか、お伺いいたします。

大綱第2点目は、入札問題のマニュアルについて。

さきの入札でもあったが、談合情報が入ったから指名業者を抽せんで半数に減らした。その結果、通報のあった業者が抽せん漏れしたから入札を実施したという事例があったと思うが、私からすれば、どう考えてもいたずらであったと言わざるを得ないのですが、抽せん漏れした業者からすれば迷惑な話だと思います。手間暇をかけたが、いたずら電話のために入札に参加できなかったのですから。

このような状態を解消するためにも、談合通報に対する対応を根本的に改正する必要があるのではないか。例えば予定価格、最低制限価格を事前公表することにより、一定これらのいたずらの通報はなくせるのではないか。このあたりを早急に検討していただきたい。

公共事業の数も減ってきている今、大変厳しい経済状況の中で、建設業者の資金繰りも厳しいと聞こえてきます。そんな中、前払金をもう少し多くしてもらえたら、資金繰りの方も少しは楽になるのにと耳にしますが、そのあたりのところはどうなっているのか。たしかことしから請負額の30%に変えたと思いますが、再考される余地があれば早急に改善したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

大綱第3点目、少子化に対して。

このたび少子化対策臨時交付金が交付されるわけですが、交付に関する実施内容とそのことに対して、本市でも保育所の待機児童がいると聞きます。そのことと、今回の交付金に対しての執行について、積極的な活用方法をお伺いいたします。

大綱第4点目は、りんくうタウンの現状と見通しについてであります。

企業誘致条例ができてから、現在までの企業の動向はいかがなものでしょうか。それと、この先、今すぐにはいらないが、前向きに考えているという企業についてもお伺いいたしますとともに、私はどうしてもりんくうタウンへの歩行者のアクセスということの考えについてお伺いいたします。

また、考案されているとすれば、一番気になるのは防潮堤であると思うのですが、それについては関西国際空港関連地域整備等に関する府への要望1 - - で、防潮堤の撤去に関する回答では、防潮堤の撤去については、撤去区間や時期、工法等について貴市と十分協議の上、貴市の行う雨水管整備及びその後の仮排水路の埋め立て等条件が整い次第、順次実施してまいりたい。なお、工事着工に当たっては事前に地元との調整が必要であり、貴市の協力をお願いしたい、とまで記して下さっているわけですから、本市がやはりりんくうタウンへの歩行者アクセスのための検討をしてみたいかなものなのでしょうか。

大綱5点目、介護保険についてお伺いいたします。

2000年4月に実施されます介護保険ですが、10月より誕生月別に認定審査が行われるわけですが、円滑に導入されていくため基盤整備がされてきたわけですが、本市におきます進捗状況は、また介護度が決定してからサービスを受ける人との調整につきましてはどのように行われていくのか、介護度の見直しなどはどのように考えておられるのか。客観的におきましては、やはり幾ら要るのだろうかというところが一番気になるわけですから、このことについてもお伺いいたします。

理事者におかれましては、簡潔、明快な答弁をお願いいたします。再質問につきましては、自席より行わせていただきます。

議長（藪野 勤君） ただいまの市道議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 泉南市の企業誘致条例をこの前制定いたしましたけども、その後の経過も含めて若干御説明、御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

りんくうタウンの現状につきましては、まちづくりあるいは産業振興の観点から、さらには財政上の視点からも極めて重要な課題であるというふうに思っております。このような状況下におきまして、りんくうタウンの事業主体であります大阪府は、その活性化のために、1つは、企業局が南地区に産業活性化ゾーンを設定し、そこで分譲価格を引き下げる。三十数%分の引き下げという

ことでございます。2つ目といたしまして、商工部が南地区全体を産業拠点開発地区に指定し、補助制度、融資制度の活用を図るなどを実施しました。

本市もりんくうタウンの振興を図るため、府の施策との相乗効果をねらい、泉南市企業誘致促進条例をこの4月1日から施行いたしました。その後、市商工会及び大阪府との三者合同で企業誘致条例の説明会の開催、また府と合同でパンフレットを作成するなど企業立地のための努力を行ってまいりました。

しかしながら、泉南市域においては、経済状況や投資マインドの冷え込みもありまして、企業局からの直近の情報におきましては、現在、既に市内企業が1社立地をしておりますが、今回の施策を通しまして、申し込み予定企業が1社、立地希望企業が1社であるとお聞きをいたしております。

今後、大阪府は東京、名古屋等での企業立地セミナーでのりんくうタウンと優遇措置のPRなど、広域的なエリアでの企業誘致活動を行うとともに、関経連や大阪商工会議所などの団体へ優遇措置をPRするなどトップセールスに努めますとともに、福祉関連産業、研究開発型産業、増収増益企業への個別訪問を積極的に展開していく方針であると聞いております。民間企業の設備投資意欲は厳しい状況にありますが、今後とも、りんくうタウンの活性化のため、大阪府と連携して優遇措置を十分PRし、企業立地に努力をしていきたいと思っております。

なお、先般から新聞報道がありますように、公園予定地の暫定利用ということでの集客施設の立地ということについては、かねがね私も大阪府にそういうことをやってはどうかという提案をしておりましたが、今回企業局の方でレストラン街の立地ということの中で、今いろいろ計画をさせていただいて、具体的にその進出企業に対してのいろんな調整を行っていただいているところでございます。ここ一、二年の間に数件あるいはもっと多いかもわかりませんが、立地する見込みとなっておりますので、そういうにぎわいづくりをする中で、また1つのこの産業ゾーンの活性化、そして新たな投資へつなげていけたらというふうにしてお

ります。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方から2点、財政問題と入札関係につきまして御答弁させていただきます。

財政関係でございますが、本市の財政状況は平成10年度決算におきまして6,773万円の赤字となり、非常に厳しい状況に直面してきてございます。また、財政構造の弾力性を示します経常収支比率につきましても、昨年より御論議いただいておりますように、平成9年度の103.5%から104.4%へと0.9%増加してございます。

その主な原因でございますが、過去10年間増加で推移してきました市税収入が景気の低迷や恒久的減税などにより減少に転じた反面、人件費や公債費などの義務的経費が増加したことによるものと考えられます。今後は、従来にも増しまして徴収率の向上を図るとともに、人件費や公債費などの義務的経費の抑制を行い、健全な財政基盤の確立に努めてまいりたいと思っております。

具体的にこの前お示しいたしました中期計画におきまして、緊急対応策といたしましては、具体的に市税収入の向上、また不土地利用の処分、使用料、手数料の見直し、一般財源の軽減という具体の項目を上げております。

また、歳出抑制の方策といたしまして、人件費、旅費の抑制、物件費の抑制、また繰り出し、いわゆる特別会計への繰出金の抑制ということで、特に公共下水道につきましては、雨水関係が11年度でもちまして概成いたしますので、当面は今後市発注分の事業費といたしましては、7億円程度という具体の数字を上げているところでございます。

続きまして、2点目の入札関係のうち1点目、談合対策でございますが、談合情報もたらされた際の対応についてでございます。

議員御指摘のとおり、談合情報が入ったと申しましても、今回もたらされました情報のように、いたずらあるいは嫌がらせと言われるたぐいのものと理解せざるを得ないものもあり、情報の信憑性が問われていることは理解してございます。本来、談合行為がなされたということであれば、だ

れだけれど、いつ、どこで、どのような方法で落札予定業者や落札予定価格を決めたなど、談合に参加した当事者以外には知り得ない内容がもたらされてくるものと考えております。これらを考慮いたしまして、入札談合に関する情報に対しまして的確に対応するため、今後談合対応マニュアルの改正も含め検討してまいりたいと考えておりますので、しばらくの間、時間をいただきたいと思っております。

それと、もう1点の業者の前払金関係のことでございます。

一般的に公共事業はかなり減ってきているということはお示しの通りでございます。本市におきましても、きのうも述べさせていただきましたように、投資的経費がいつきの六十数億から10年度以降20億円以内というふうに急激に低下してきてございます。ということは、一般的に業者さん方々の実収がそれだけ少なくなると、経営的にもかなり厳しいという状況になってくるということでございます。今後こういうような傾向は一挙に解決はできないという状況であります。

そういう中で、前払金等のことでございますが、ことし1月に20%から30%に改正したところでございます。改正後、建設省の方から建設業者の資金繰りの改善に資するために、40%に引き上げるように通達が出されてきてございます。こういう点もございまして、早急に改善をしていきたいと考えておりますので、しばらくの間、時間をいただきますようお願いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） それでは、まず市道議員御質問の少子化対策臨時特例交付金の件について御答弁申し上げます。

この交付金につきましては、市町村及び都道府県が保育所待機児童の解消を初めとする地域の実情に応じた少子化対策に関する保育、教育等の事業を実施し、または民間が実施する当該事業に対し、市町村等が助成する場合において、これに要する経費に対して交付金を交付し、もって地域における少子化対策の一層の普及促進を図るとともに、雇用、就業機会の創出に資することを目的としております。

なお、この交付金は臨時、緊急の措置として講ずる単年度限りの特例措置として実施されるとなっておりますが、実質的には平成13年度まで実施可能であることから、平成13年度までにこの待機児童の解消を最優先課題と位置づけて保育関連事業に努めたいと、こう考えております。

ちなみに、今回本市に対する交付限度額が、807万6,000円となっております。12月定例会に補正予算として上程させていただき予定で、効率的に執行していきたいと、このように考えております。

続きまして、介護保険の質問に対して御答弁申し上げます。現在の進捗状況といった御質問だったと思います。

介護保険制度の円滑な導入のために準備に努めているところでございまして、介護保険事業計画関係といたしましては、来年度から提供されることとなりますサービスの提供量を把握するため、ことし6月から7月にかけて、岸和田市以南のサービス事業者に対し、泉南市におけるサービス量の調査を実施いたしました。

その結果、訪問介護での必要量が1週間当たり1,489回に対しまして、供給意向は1週間当たり2,932回、市内の事業者のみの供給意向は1週間当たり1,380回で93%となっております。サービスの提供量は、ほぼ充足するものと見込んでおります。

また、介護保険事業計画の策定委員会は、本年の第1回目は8月25日に開催し、第2次試算の介護保険料やサービスの提供量などをお示しして、第2回目の開催は10月14日の予定で、計画の目次やあるいはその内容について検討していただきまして、12月ごろにこの計画を一定の形にしたいと、このように考えております。

それと、認定審査会関係でございますけれども、これにつきましては、現在2市1町で共同で行うということになっておりまして、その準備を進めているところでございます。なお、委員あるいは調査員の研修等も予定いたしているところでございます。

次に、介護保険制度のPRでございますが、これにつきましては、市の広報紙等により啓発を行

い、また8月には講演会等を開催し、また各種団体につきましても、その要望に基づきまして説明会等を実施しているところでございます。

なお、今後この介護保険導入につきましても、円滑な導入がなされるべく努力してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 議員御質問のうち、りんくうタウンへの歩行者のアクセスについてお答えをさせていただきます。

現在、りんくうタウンと内陸部を結ぶ都市計画街路は3路線開通しておりまして、またもう1路線の信達樽井線につきましても、事業認可も取って事業を進めておるわけでございまして、歩いて行くにはどっからでも行けるわけでございますけれども、りんくうタウンといわゆる内陸部を結ぶポイントとなるアクセスの検討をしなければならぬのは、樽井駅とりんくうタウンをどう結ぶかということではないかというふうに考えておるところでございます。

樽井駅とりんくうタウンを移動するには、歩行者の利便性の向上、これについては現在ちょっと不便なところもございまして、樽井駅の北側に歩道を設置する計画をいたしておるところでございます。東洋クロスの工場敷地と泉南自動車教習所の間にある水路敷等を利用して、歩行者専用道路をつくりたいという計画を持っておるものでございます。

この当該地の周辺の地籍図は一部混乱しておりましたが、平成9年の3月に地図訂正等の必要な作業も完了しております。また、当該水路等の境界の明示も確定しておりまして、その後、この歩行者専用道路の概略設計も完了しておるところでございますが、道ができては駅とつながらなければ何にもならないという部分もございまして、また、この費用をどうするかということもございまして、鶏が先か卵が先かになるわけでございますけれども、りんくうタウンに企業が立地されて、そこへの通勤者が駅を利用していくということになりますと、当然アクセスの歩行者道路が必要になるわけでございますけれども、投資効果も考えまし

て今後十分に検討を加えていきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、防潮堤の撤去の計画でございますが、この件につきましても、撤去を大阪府の企業局が北から順番に行っていくということは決まっております、撤去に伴う前段の整理等が終われば着手されるものと考えておるところでございます。

また、現在暫定的ではございますけれども、2カ所、りんくう南浜公園の東側、りんくうタウン内の区画2号線の交差点につきましても、防潮堤も撤去して出入りができるという形になってございます。

今後とも、内陸部とりんくうタウンを閉鎖する1つの障害物となっておりますので、早急に撤去していただくよう企業局には要望していきたいと思っております。それなりの泉南市の役割分担も果たしていきたいというふうに思っております。

副議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 申しわけございません。市道議員の御質問で少し答弁漏れがございましたので、御答弁させていただきます。

まず、この介護保険の中で、介護認定申請が終わりまして、その後介護のサービスが提供されるということになるわけでございますけれども、この認定が終了いたしますと、介護サービス計画の作成というのがなされます。この段階において、サービスの受給者と提供者の調整がなされるわけでございますけれども、この段階に至りましたら、本人あるいは家族、そしてケアマネジャー、こういった方々によって介護サービスの計画が作成されますので、その辺でそのサービスの受給者につきましては調整がなされると、このように理解しております。

それと、あとその介護認定されました介護度の問題でございますけれども、これにつきましては、一応要介護認定の有効期間というのが6カ月ということも言われてます。そういった中で、もし継続して介護保険のサービスを利用するということになりましたら、更新の手続が必要になってくると、そういうふうに我々としては理解しております。ですから、それにつきましては、この有効期間といえますのは、その介護度に応じまして3カ

月から6カ月間というようなことを言われております。その段階でそういった更新の申請をなさるのではないかと、このように事務的には考えております。

以上です。

副議長（奥和田好吉君） 答弁漏れはありませんか。市道君。

4番（市道浩高君） 一通り答弁いただきましたようで、それでは順に再質問に入っていかなさうと思います。

財政につきましては、平成10年度6,773万円の赤である。市税収入に関しましては、過去10年間増加して推移してきたが、今減少に転じている。そんな中、助役を初めとします幹部職員の皆様が時間外にもかかわらず臨戸徴収してくださっているのですが、今のこのような財政に対する打開策をお聞かせください。

副議長（奥和田好吉君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 先ほど答弁させていただきましたように、やはり税を初めといたします歳入の確保、この増加ということが第一であるかと思っております。そういう意味で、きのうからの論議の中でも御答弁させていただいてございますように、市税収入の向上ということで、これについては、関係する課におきましては、臨戸徴収を初めといたしまして特別チームの編成を行いまして、その辺の高額滞納者に対します徴収の強化ということをお初めといたします市税の収入の向上ということをお考えてきてございます。

それだけではなしに、不用土地の処分ですね。これもきのうの議員の御指摘もございましたように、普通財産の処分も計画的に進めてまいりたいと思っておるところでございます。そして、それのみならず歳出の抑制ということで、具体的に申しますと、やはり今後も引き続きまして特別職の報酬並びに管理職手当のカット等いわゆる人件費の抑制ということで、これはほかにも定期昇給の延伸等、関係諸団体との協議がございますが、そういうものも含めまして、より一層の人件費の抑制に努めてまいりたいと思っておるところでございます。

そして、また今後中期的なと申しますか、対応

といたしまして、投資的事業の抑制と公共事業の計画的な事業展開といいますが、それも大事であるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

副議長（奥和田好吉君） 答弁漏れありませんか。市道君。

4番（市道浩高君） 入札に関しましてですけれども、このことに関しましては、本当にいたずらの入らない体制づくりが重要ではないのかなと思うわけですけれども、さきの質問でもおっしゃっていただいたとおり、それとは別に何か談合通報に対する根本的な改正など今考えられることがあったら、お聞かせ願えますでしょうか。

副議長（奥和田好吉君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 先ほど御答弁させていただきましたように、我々おとしましては、その談合情報が寄せられた段階で、その後の対応策というんですか、そういう形である程度は後追いの対応というんですか、そういうふうにならざるを得ない部分が1つあると思います。

それを根本的に解決するために、1つは事前の公表というんですか、その予定価格とか、最低制限価格の公表ということが今論議されてるわけでございます。この点に関しまして、前回でも答弁させていただきましたように、そのどういうふうな方策ができるのかということ、現在他市の状況も含めまして調査中、また検討してございます。これもできるだけ早く1つの一定の結論を出したいと思っておりますので、その点御理解をお願いしたいと思います。

副議長（奥和田好吉君） 市道君。

4番（市道浩高君） どうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

そうしますと、次に少子化対策の方に移らしていただきたいと思ひます。

少子化対策の一層の普及促進を図るとともに、雇用、就業機会の創出に資することを目的としておりますとのことですが、今現在でどれぐらいの児童を預かるとお考えであるのか、お聞かせください。それと、この交付金については、幼稚園に関しても使えると聞いているのですが、その辺はいかがなものなのでしょうか。

副議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。
健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） この少子化対策臨時特例交付金の具体的な用途というんですか、それは先ほどの井原議員の御質問にもお答えいたしましたが、この交付対象事業としまして二十数項目国の方から示されております。その中には保育所あるいは幼稚園、あるいはその他公共施設等の育児コーナーとか、そういったような項目が示されてございます。

ただ、我々としまして、今現在、実はこの事業についてどのように申請していったらいいかということを検討しまして、今現在、保育所の現場の方にこの交付金の趣旨等を説明いたしまして、事業を一遍考えてくださいということで投げかけております。そして、その答えが返ってきた時点、それが今度第2回目の申請の11月になるわけですが、その時点である程度この事業を具体化いたしまして、そして府の方に、すなわち国の方に申請していきたいと、このように考えております。

以上です。

副議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。
教育総務部長（金田峯一君） ただいま市道議員の御質問の幼稚園はどうかという御質問でございますので、お答えを申し上げたいと存じます。

教育委員会といたしまして、臨時特例交付金実施要綱の趣旨に沿った形で実施してまいりたいと考えております。対策事業の詳細については決定いたしておりませんが、関係者と十分協議を重ねて実施してまいりたいと考えております。

交付金の執行につきましては、健康福祉部長が御答弁申し上げましたように、12月定例会に補正予算として上程させていただき予定で、効率的に執行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（奥和田好吉君） 市道君。

4番（市道浩高君） 積極的、有効的に使っていただきたいと思うわけです。

それでは、介護についてですけれども、5月、7月からもう説明会が始められてきてると思うのですが、また10月からも新たに説明会が多く、の地区で行われていくと思いますけれども、5月、

7月との説明会の違いと、またこれから行われていく説明会での内容のPRの仕方をお答えいただけますでしょうか。

副議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今まで各種団体でありますとか、あるいは地元、地域の方々が要望されましたときには——それは説明会の要望ですけども、我々としては出向いて行ってその説明をさせていただいてます。そして、5月あるいは6月ごろからこの説明に入りまして、今日まで厚生省の方から出される指針でありますとかあるいは数字、そういったものには当然動きがございます。ですから、その5月、6月、当初説明に行きましたときには、当然我々が知っている知識の中で、その制度の例えば中身でありますとか、あるいは申請手続でありますとか、そういった形で説明をさしていただきました。

そして、今度、例えばこれから地元に入って説明をするときには、当然介護の事業計画でありますとか、そういった形のある程度具体的な数字等も出ております。また、国の方も最近では第2号被保険者ですか、その負担額ですか、それも厚生省の試算ですけども、そういった形で、例えば700円、800円といった負担がふえますよとか、そういった新聞記事も出されたと思いますけれども、そういった情報も我々としては新しく入っております。ですから、そういった新しい情報も含めまして、我々としては説明会を行っていきたいと、このように思っております。

以上です。

副議長（奥和田好吉君） 市道君。

4番（市道浩高君） 介護保険に関しましては、なかなか不安な点がいろいろとございます。今のお話からしましても、国がある程度のことを決めていかなければ、市町村では決まらないといったふうに私は受け取ったのですけれども、その辺のところはどうなんでしょうか。

また、私を知る限りには、介護を受けられる方が1割負担であるということは、認定作業が終わった時点でその1割負担の方々がわかりますから、それで1割掛ける10ということで、100の割合が出てくるんじゃないかと思うんですけども、

その辺から介護保険の料金というのは決まってい
くんでしょうか、お答え願います。

副議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 介
護保険料の問題でございますけれども、この料の
問題につきましては、この間、国の方である程度
このサービスの介護報酬というのが実は示されて
ます。そういった中で、どれぐらい事業量がある
かというところを積算しまして、それで一定の介
護保険料というのが決定されるわけでございます。

それと、あとその報酬によりまして、これは1
週間あたりその介護を受ける方のサービス量とい
うのが決まります。その中で、介護の1カ月当
たりの報酬という額が決まってくるわけでござい
ます。その中で、一定その1割負担というのが決定
するわけでございます。そして、現在その1割の
分につきましては、介護保険の平均利用額とい
うのが厚生省の方から示されてます。そして、1つ
例を言いますと、この間の数字では、要支援では
6万円から——これは6万4,000円というふう
に上がっていますが、そういった数字が月額
で示されました。これは仮単価ですけども、その
中で要支援の方でありましたら、その1割負担
の6,400円が一月に要してくると、そういった
形でこの1割負担の分については決定されていく
と、こういうことでございます。

以上でございます。

副議長（奥和田好吉君） 以上で市道議員の質問
を終結します。

3時35分まで休憩いたします。

午後3時 2分 休憩

午後3時37分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開
きます。

次に、6番 松本雪美君の質問を許可いたしま
す。松本君。

6番（松本雪美君） 皆さんこんにちは。日本共
産党の松本雪美です。1999年9月第3回定例
会において、一般質問を行います。

さて、会期を大幅に延長させ200日を超す長
期間に及んだ国会は、8月13日に幕を閉じまし
たが、この国会は、戦後の歴史の中でも大変な汚

点を残す国会となりました。国民の願いとは反対
に、自・自・公は次から次へと悪法を強行してい
ったのです。中でも戦争放棄の憲法9条を完全に
否定する戦争法そのものの新ガイドライン法を強
行したことには、多くの国民は怒りを発しました。
関西国際空港など国内の空港や港湾をアメリカ軍
のために使わせてやる。自治体にもその協力を義
務づけ、空港や病院などで働く民間人をも戦争に
協力させるというのです。

このように危険な戦争への道をどんどん突き進
むことは許さないと、多くの平和を求める人たち
は、新ガイドライン法——戦争法の強行に反対だ
としっかりと意思を表明し、かつてない大きな運
動へと広がりました。そして、この運動は今、参
加した人たちを先頭に、また戦争法の発動は絶対
にさせない、こうした闘いが始まっているのです。

さて、そのガイドライン法、戦争法に加えてそ
のほかにも強行されたものには、改憲への地ならし
でしかない国会での憲法調査会の設置、電話やE
メールなどの盗み聞きを正当化する通信の秘密や
プライバシーを侵害する盗聴法を名を変えて通信
傍受法、さらに主権在民、良心の自由を踏みにじ
る日の丸、君が代の法制化など、いずれも自民党
が推進してきた政策ですが、今日まで憲法の平和
的、民主的原則を正面からじゅうりんする悪法の
ため、自民党単独では実現できなかったものばか
り。これらを自民党は自由党、公明党の力をかり
て数の暴力で押し通したのです。

小淵首相は、今後もより一層他の党の協力を得
ながら実現していきたいと、連立政権への道を暴
走しています。このように、自民党政治に加担し、
悪政を助長させる自・自・公連立路線は、介護保
険実施を目前に控えて不況で苦しむ国民の懐が冷
え切っているときなのに、その財源を消費税増税
という形で進めようというのであります。

さらに、許せないのは、民意を反映するとして
の衆議院の比例区での定数削減をも打ち出してい
ます。こんな国民主権の原理に反する定数削減を
2党間や自・自・公間で勝手に決めていい問題で
はありません。日本共産党は、行革の名において
衆議院の比例区での議員定数削減には絶対反対で
す。

さて、この間テレビや新聞は何でもありの自・自・公に厳しい批判を続けました。特に、世論調査の結果では、自・自・公連立否定をする、批判をする人が賛成派の2倍から3倍にも達したのです。このままでは、かつて日本が歩んできた道へ逆戻りしないか心配だ、との声もたくさん寄せられたのであります。

さらに、大企業のリストラ支援、大型公共事業の拡大、5兆円にも上る軍事費の投入、そして一方で国も自治体もリストラの名で福祉や教育の分野の予算をばっさり削る方向で国民の暮らしを削り続けるのです。今こそ税金のむだ遣いをやめて福祉、暮らし、教育に使うべきです。これは国民の叫びです。私たちの収めた税金を暮らしに回してほしい、こうした国民の願いを実現するためにも、今国民に信を得ていない多数をもって悪政を続ける連立政権づくりには、きっちりとけじめをつけること。そのためにも、国民に信を問うべきです。日本共産党は、今すぐ国会を解散し、総選挙を行うよう求めるものであります。

さて、大綱4点にわたり質問に入ります。

第1点目は、和泉砂川駅前再開発問題です。

昨年の準備組合総会で、ケーススタディ5は権利者からクレームがついて、その後改定されたケーススタディ4という計画図が書きかえられ、8月6日には準備組合総会で同意が求められました。総会での出席状況は、28人の準備組合員のうちたった9人、理事、役員以外に1名だけという惨たんたる出席状況でありました。19人の委任状があると言いますが、本会議前の駅前対策特別委員会で出席者から指摘されたら、計画が長期にわたったので権利者の意識が冷え切っている、準備組合の理事長を兼ねる上林助役の発言は失笑を買いました。最近、地元の関係者の中からも、再開発はもう時代おくれた、総会の状況がその答えではないか、もうこの計画はやめたらええのにとひそかに語られるようになりました。

そこでお尋ねします。市は、この事業をこのまま進めていくのでしょうか。住民合意の問題、市の財政負担の問題、買収用地の処理の問題について、どれをとっても大問題、どう考えておられるのか、お答えください。

大綱2点目は、教育行政についてです。

現在、学校教育をめぐる情勢は、まさに危機的状况にあります。例えば、日の丸、君が代の強制で学校長が自殺するという痛ましい事件、そして子供たちが学校内で次々と起こす事件は、昨年は全国で3万5,200件、前年度の23%増でありました。学級崩壊と言われる状況は、東京都内の小・中学校1,100人のアンケートで、小学校では13学級に1学級、中学校では7人に1人の先生の割合で学級崩壊が起きているというようなことを新聞報道で知りました。全国でいじめの件数は4万2,790件、そして不登校は昨年では10万5,414人、前年度の11.7%増になっています。

全国的にも雨漏りを初めとする校舎の荒廃はひどいもの、また教師の登校拒否も起こり、病欠で入院などの先生が増加するという状況。いかに先生たちは苦勞しておられるのか、これが答えではないでしょうか。我が党は、このような状況は日本民族の将来にかかわる重大問題として、国民的な討論をと呼びかけてきたところであります。

さて、泉南市内の学校も他に漏れず、危機的状况に追い込まれています。私も9月の16日には信達中学校の公開参観に参加しました。これでは子供たちはまともに育たないのではないかと、胸が痛くなりました。まず、正面から入ったのですが、10人ほどの子供たちが授業をボイコットして講堂前でたむろをしていました。この子供たちに対して、勉強が嫌いかと聞いたら嫌いやと答え、祭りのやぐらは好きかと聞くと好きやと答えました。嫌なことに少しでも挑戦したら祭りがもっと楽しくなるよ、教室に入ろうよと言ったら、説教じみでいて1人の子の合図でみんな散らばってしまいました。その場には、たんにまみれたたばこの吸い殻やたばこの空き殻が散らばっていたので、私は片づけました。

1年生の社会の授業を参観しましたが、廊下の端まで聞こえるぐらいの大きな声を張り上げる先生をよそに、教室を二、三人が立ち歩いて教室を出ようとするのです。私も引きとめたのですが、すり抜けて廊下の踊り場で3人の見張り番の先生にやさしく連れ戻されました。これが二、三度私

が参観している間に繰り返されました。もちろん教室でもまだまだざわざわとしゃべったり後ろを向いたり、後ろの空いているところで遊んだり、こういう状況がありました。

席を離れている子供も時々授業の声には反応している、そしてそれに答えるような声も聞かれません。もちろん授業を意識しているということがわかる状況でありました。水を飲みに2人の女の子が出てきたので、手洗い場でのが乾いたのと聞いたら、水を飲んで教室に帰っていきました。

3階の調理室の前の便所は、使わないようにしている便所だと先生は言ってましたが、男便所の入り口のガラスや空気抜きがぶち壊されてました。大使用はドアが外されており、大便の臭いにおいが立ち込め、こべこべに乾いていました。女子用のも同じく入り口の空気抜きがぶち壊されてました。その下の2階の便所も同じように、男子用の便所のドアが外され、入り口のドアの空気抜きもぶち壊されてました。1時間目と2時間目までの休憩時間に、だれがやったかわからないが、2階の廊下はバケツで水が二、三杯分ぐらいがまかれて、この水を3人の先生たちがふき取りに大わらわでした。

授業放棄の子供の母親が参観に来ました。我が子に教室に入れと諭したと言います。また、固まってた子供たちがそのままばばらになり、その次にまた固まっているところへ男の先生も女の先生も教室に入れと言いに行ったり、こういうことが毎日繰り返されているそうであります。

我が子に諭した母親は、1年の妹さんのところへ参観に来たので、私の知人であったためその状況を聞いたら、学校に来るなと親には言います。しかし、学校は楽しいと言うのです。母親は子供と何度も話し合いをしましたが、友人との仲間意識が強くて、今さら友人との縁は切られないと言うと嘆いていました。

廊下の向こうに見える音楽室は、廊下から向こうに見えるのですから音は聞こえませんが、2人ぐらいが常にうろうろと席を立っているのが見えました。私は午前11時半に帰りましたが、これまでに10人程度の父母が参観に来ていました。廊下で見張り番をする先生たちとも少し話したの

ですが、授業の準備もできない、毎日こんな状態が繰り返されている、授業が終わればとにかくになってどうにもできないということでありました。火災報知機は壊れている、コンピューター室の前の電気のスイッチももぎ取られている、などなどであります。

こうした状況を聞きつけた新日本婦人の会の皆さんが何としても現状打開をできないものか、みんなのお手伝いがしたい、こういうことで二度の教育懇談会が開かれました。この中でのお母さんの発言を聞いただけでは私もわからなかったのですが、学校の現場を見せていただいて、先生の苦労がやっとわかった思いがしました。ほんの一部と思いますが、信中だけではなく、同じようなことが各中学校で繰り返されているのが実態であります。

このような学級崩壊の状況を教育長は知っていますか。市教委としてこの実態をどう解決するのか、どんな対策を講じられるのか、答えていただきたいと思います。

大綱3点目は、日本が国連で採択された子どもの権利条約を批准してから、いち早く川西市でも市の施策に取り組み、昨年12月には子どもの人権オンブズマンパーソン条例が制定されました。今、子供たちの育つ環境が著しく悪化の方向に進んでいます。すべての子供が人間として尊ばれる社会を実現することが子供に対する大人への責務である、との第1条に目的が掲げられています。

今、将来の泉南市を、そして日本の国を背負って立つ子供の状況が危機に陥っているのは、さきの私の報告でも明らかであります。先生も父母も子供たちとかかわる地域の人たちも一緒になって、行政もそれに責任を負うべきこととして、泉南市でも条例制定を考えたらいかがでしょうか。

大綱4点目は、高齢者のひとり暮らしの給食サービスについてです。

10月中ごろから実施するとして企画されたのですが、社協に事業委託をするということで進められてきたようですが、どこまで進んでいるのか、具体的に状況を聞かせてください。

配食については、地区福祉委員の皆さんにボランティアを募集してほしいということでありまし

たが、私は代表の方にその状況を聞きました。余りにも考えが甘いのではないが、いまだに地区の人にボランティアとして協力をお願いしたいとは言えずに書類を持ったままだと、こんなような返事が返ってきています。週3回と永久に続く事業に、無料ボランティアに頼ろうとするこの企画に無理があるのではと苦言ばかりが聞こえてくるのです。地区福祉委員会の人たちにこんなことを言わせるようなやり方は、絶対長続きはしません。市の事業として、皆さんに喜んでもらえるように早急に取り組んでください。10月中ごろから実施をするというお約束をいただいております。ぜひ慎重に対応していただきたいと思います。

質問は以上です。答弁をよろしくお願いします。議長（藪野 勤君） ただいまの松本議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 子どもの権利条約に関する条例制定についてお答えを申し上げます。

子供の権利条約は1989年、平成元年、第44回国連総会で採択されまして、我が国は1994年、平成6年4月22日に条約を批准し、同年5月22日から国内で発効しております。条約では子供の市民的権利を基本的に大人と同様に認める立場をとり、意見表明権、表現の自由、私生活等の保護等の条項から成っております。本条約の趣旨にかんがみまして、子供が人格を持った一人の人間として尊重されなければならないと認識をいたしております。

本市におきましては、平成9年3月に子ども権利条約の理解を深めていただくために、条約を解説いたしました——ここにありますこういうリーフレットをつくりまして、配布、また啓発に努めているところでございます。

御指摘ありました兵庫県川西市におきましては、昨年12月にこの権利条約を実効あるものにするために川西市のオンブズパーソン条例が制定されております。また、大阪では、箕面市では子供が幸せに暮らすため、親や地域、行政の役割を盛り込んだ子ども条例案がこの9月議会で審議中というふうにお聞きをいたしております。

また、川崎市では昨週、子ども権利条例制定を目指した検討連絡会議を設置いたしまして、中・

高校生も討議に加わって6月に中間報告が出されたというふうにお聞きをいたしております。けさの読売新聞に結構大きく取り上げられていますので、またごらんいただけたらというふうに思います。

私どももこうした先行しております都市の事例も今後参考にさせていただきまして、地方自治体としてどういうふうに補完していくべきかということについて、研究をしてみたいというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 私の方から、砂川駅前再開発事業についてお答えをさせていただきます。

和泉砂川駅の周辺では交通混雑が特にひどい状況でございまして、これを解消するため、都市計画道路及び駅前広場の整備は、急務の課題であると考えておるところでございます。これらの公共施設の整備手法として、権利者の意向を受けた再開発ビルの建設を同時にする市街地再開発事業は、組合による施行を計画しており、言うまでもなく権利者の合意が必要であります。

まず、昨年に行いました権利者への意向調査の結果、権利者が抱いている事業に対する疑問や不安を取り除く必要があります。そのため、権利変換モデルを作成し、各権利者へ説明を行うこととしており、御納得いくまで懇切丁寧に説明することで事業に対する理解を深めていただき、それが皆さんの事業に対する合意形成につながるものと考えております。現在、平成12年度中に都市計画決定をする予定としておりますが、地元の権利者の合意を前提としており、粘り強く合意形成に努めたいと考えておるところでございます。

次に、財政に対する御質問でございましたが、砂川駅前地区は第3次泉南市総合計画の中で本市の山側の都市核として位置づけられており、本市の玄関口としてそれにふさわしい整備が必要であり、また市民の方々の要望でもあると認識をしておるところでございます。

事業に対して公共管理者負担金、再開発事業への一般会計補助金及び保留床の取得費として約27億4,000万円が市の財政支援となっておりますが、市の将来のためにも当然必要な経費の支出

であると考えているところでございます。

なお、府道部分の一部整備費について、過去、府と市の負担区分について協議をしておりますが、それに基づき市の負担とする資金計画でございますが、当時の再開発区域を縮小しておりますので、再度大阪府担当部局と協議をして、市の負担金の軽減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目の公社による先行取得用地についてでございますが、既に駅特の委員長であられる松本議員も御承知のとおり、砂川駅周辺全体の整備構想の中で位置づけられた公共事業整備に係る用地として先行取得してきたところでございます。

バブル経済の崩壊後、全体計画の整備時期、整備手法の見直しを余儀なくされてきているところでございます。この中で、議会からも先行取得用地の有効な活用については御意見をいただいているところであり、当面は駅利用者の方々の駐輪場、駅周辺商店利用者のための駐車場として暫定利用を図るため、関係者と協議調整を行っているところでございます。

なお、再開発事業のスケジュールとの整合を図りながら、事業に支障とならない範囲において、今後とも先行取得用地の有効な活用方法を検討する必要があると認識しておりますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

議長（藪野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育推進部長（西坂恭明君） 教育行政の中での学級崩壊と言われる現状の認識、またその対策はということでございますので、そのことについて御答弁申し上げます。

先ほど例に挙げられました中学校につきましては、私が平成7年から3年間お世話になった学校でございまして、先ほど言われた場所につきまして、目の当たりに浮かんでくるわけでございます。私がいたときには配置されておりました心の教室相談員は、去年からですか、配置されまして、徐々に教育委員会としても対応をしているというところでございます。

全般的に申し上げますと、まず学級崩壊に対する現状認識でございますけれども、本市中学校の状況につきましては、今年度の学校教育現場でも

授業エスケープ、先ほども御指摘いただきましたけれども、授業エスケープや妨害、生徒間暴力などの暴力行為が見られ、まことに憂慮すべき状況にあり、教育委員会といたしましても、最優先課題として取り組んでまいりました。このような学級崩壊につきまして、次のような対応を教育委員会、学校を中心に行っております。

まず、1点目は文部省調査研究委託事業としまして、スクールカウンセラーを泉南中学校、西信達中学校に配置をいたしております。また、市単独の事業としまして、一丘中学校にスクールカウンセラーの配置をいたしております。また、心の教室相談員、これにつきましては、信達中学校、一丘中学校にも配置をしているところでございます。いじめ、不登校だけでなく問題行動についても、教師や生徒、保護者の方々の相談に応じ、助言や支援を行っていただいております。

小学校につきましては、スーパーバイザーが月に二、三回巡回し、早期対応ができるように努めているところでございます。

さらに、家庭の教育力の低下も問題行動の要因の1つと指摘されておりますので、幼児期からの心の教育を進め、家庭教育を支援していくために、平成10年、11年度、子育て支援活動を行っておるところでございます。幼稚園が子育て支援センター的役割を果たすべく、事業を進めているところでございます。

本市中学校におきましては、各校とも学校公開を行い、保護者の皆様や地域の方々に対して学校の現状を知っていただき、御協力をいただいた上で、現状の打破に向けて御協力をお願いしたいとの思いで取り組んでおります。その結果、各校のPTA組織だけでなく、市内のいろいろな団体より御協力をいただけるようになってまいりました。

現在の学級崩壊の状況の打破に向けて、教職員の資質の向上を図るとともに、学校だけでの取り組みでは困難な部分もあり、今後とも積極的に家庭や地域への協力を要請していくとともに、地域に開かれた学校となるよう指導してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 私の方から松本議員御質問のひとり暮らしの高齢者の給食サービスについて御答弁申し上げます。

給食サービス事業実施に伴う具体的な対応といたしましては、年齢65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者だけの構成世帯で食事の調理が困難な在宅の高齢者等を対象に、栄養のバランスと献立に配慮した食事を1日1回、週3日を限度として配食することといたしております。配食サービスを実施することにより安否の確認ができ、なおかつ食生活の改善により疾病の予防と健康の増進を図れるものと考えております。

配食方法につきましては、泉南市の社会福祉協議会に委託することとし、現在具体的な実施方法について鋭意協議を行っているところであります。

調理先といたしましては、市内福祉施設にお願いし、また利用料金、これは個人の方でございますが、300円程度御負担いただき、10月中旬をめどに実施の予定でありますので、何とぞよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） 最初に指摘をさせていただきました給食サービスの配食についてどういうふうな形で対応されるのか。ボランティアの方は大変やと、ボランティアの人を集めるとしても大変やという苦情が一杯出てるので、そこのところを聞かせていただいたので、ちょっとその辺をお答えくださいますか。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） この配食方法の件でございます。先ほど答弁の中で申し上げさせていただきました。配食方法につきましては、現在、福祉協議会の方をお願いしまして、委託するというところで進んでおります。そして、社会福祉協議会の方は、この配食につきましては一応地区福祉委員会の方、そしてほとんどボランティアという形になるわけでございます。我々としましても、ちょっとこのボランティアの確保については、今現在、協議中であると聞いておりまして、そういった方法で現在社会福祉協議会

の方で協議をお願いしているところであります。

以上でございます。御理解のほどお願いします。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） そしたら、給食サービスから再度質問をさせていただきたいと思います。

資料を出していただいたんですが、ちょっと私の方もお願いをしたのが遅かったので、十分調査ができなかった状況だと思うんですが、泉大津市なんかでは、シルバー人材センターの方に給食の配達をお願いしているということですね。それから、貝塚市でもそういう状況がありますし、社協に委託されたそういう事業の中では、ボランティアの人を募って当然配食をされてる市もあります。

しかし、この泉南市では私が直接お話をさせていただいた5人の方は、同じようにおっしゃってます。週3回定期的にきっちりこれからずっと続くこういう事業には、きちっと市が責任を持って進めてほしいと。社協の方では、ふれあい給食で月に1回、夏場は休みのときもありますが、それさえも大変な思いをしている状況で、社協が受けたというのなら受けたように、きちっと市は対応をするべきではないかと、余りに計画そのものが甘いのではないかとという批判がどの人からも返ってきました。どの人もボランティアと思ってお声をかけてもなかなか返事もないし、そして声をかけることすらも自分がたじろいでできない状況だと、こういうふうにおっしゃってましたよ。

その辺は10月の中ごろから実施するということですが、きちっとした対応を、市の方では社協に対して指示された中身はボランティアだと聞いてますから、こういう意見がある以上、これをどうするか。その辺お答えくださいますか。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 市といたしましては、この配食サービスを実施するに当たりまして、その方法としましては、現在まで社会福祉協議会の方をお願いをします。そして、その配食ですか、その方法としましては、地区福祉とか、あるいはそういったボランティアの方々をお願いをしたいという、そういった形で現在まで協業を重ねてまいりました。そういった先ほど議員御指摘のそのボランティアの確保の分につき

ましては、まだ少し時間がありますので、これからまたその協議を協議会とやっていきたいと、このように考えております。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） まず、最初は30人からスタートしたいと、こういうことで1人300円という自己負担でと、こういうことでした。しかし、実際に給食を希望する方はもっと多いです。百数十人になっていたと思いますね。ちゃんと高齢者福祉課の方がきちっとひとり暮らしのお年寄りにアンケートをとられた。そして、私はひとり暮らしでなくても、買い物にも行けない、お料理もつくるのは困難だ、こういう高齢者の御夫婦もいらっしゃるから、ひとり暮らしに限定をしてはだめだということも今まで意見として述べてきました。やっぱり健康で、安否の確認、それから栄養のバランス、お年寄りをしっかりと守っていくということでは、泉大津市の担当者の方は、介護保険の負担を軽くするためにも、この事業は大事な事業だと思っていると、こういうふうにおっしゃってましたよ。だから、そういう位置づけをしっかりと意識をして取り組んでいただきたいと思うのです。

私がさっき言いましたように、配食のボランティアは、私が聞いたところによると、だれもつかんでいらっしゃらなかった。市はちゃんと聞いてますか。どうですか、その辺は。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まだ具体的に、そういった今議員御指摘のようなことについては、私はまだ承知はいたしておりません。ただ、これからもこの実施に向けて私も努力してまいりたいと、このように考えております。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） 現状で無理ではないかということをお前は指摘してるんですから、対策としてどう講じていくかという、そういう答弁をいただきたいんです。このままで実際にいけますか。あと1カ月もないですよ。10月の中旬ということで、あなたたちは日にちまで指定をしてるんですよ。

それまでにどういう対応ができるのか、もう何

度もこういうことを繰り返したくありませんので、配食のボランティアは集まりそうもないような実態がここにあるんですから。つかんでるんですか、つかんでないんですか。その辺あなたはしっかりとそこを答えてくれないでしょう、何回も言ってるのに。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 要するに配食の方法、これにつきましては、私先ほど申しましたように、社会福祉協議会の方をお願いするということが現在事務を進めております。ですから、その配食の特にボランティアの確保につきましては、これから協議会と協議を重ねてまいりたいと、このように考えております。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） 実際にボランティアが見つからなかったら、どうされるんですか。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 実際に具体的に例えばボランティアの方が見つからない場合はどうするのかという御質問でございますが、現在のところ我々としては、今ボランティアの確保に全力でいたしていただいているところで、御理解のほどお願いしたいと思います。

〔松本雪美君「なかったらどうするのかと聞いてるんです」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） ボランティアの人ができない場合は、きちっと社会福祉協議会にも必要な予算をつけて配食ができるような体制づくり、つくれますか。教えてください。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） それの対策につきましては、今後社会福祉協議会と協議してまいりたいと、こういうことです。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） 安上がりで何でもやろうと思ったら、それは間違いです。命にかかわる問題です。食中毒を起こすこともあるかもしれません。だから、必要なところで市民の税金をきっちり使ってください。むだ使いをしてる部分をきっちり

削ってやってください。それだけ言うときます。

それでは、和泉砂川駅前の問題に入らしてもらいたいと思います。

和泉砂川駅前、この前総会が開かれたわけですが、理事の方が1人欠席されてましたので、8人の出席でした。理事が9人で1人欠席、そして総会に参加した方は9人、委任状が19人。委任状を出席扱いにしてこういう会を開いたわけですが、関係者以外に市の職員の方、そして私たち顧問になってる者も含めて、そちらの方がうんと多い人数で、これはもうほんとに何とも言えない惨たんたる状況、これでは本当に泉南市の和泉砂川駅周辺のちゃんとしたまちづくりを前に進めていくことはできないと思うんですよ。

そこで、私は先ほども部長の方から、和泉砂川駅前は混乱して交通混雑で大変だと、こういうふうにおっしゃいましたが、今の現状でお買物をする人たちも、きちっと買収した未利用地を使わせてもらって駐車場にしてもらったら、そういうのはある程度改善すると思うんですよね。

それは駐車場や駐輪場にするというお答えもいただきましたから、それはひとつよしとして、今まで泉南市で、開発公社で購入した用地ですね。それを私たちが地図の上で示していただいて、金額まで示していただいて、現在では23億5,000万程度の債務負担、借金ですね。銀行からの借金があるというような状況は、既に皆さんも御承知のとおりですが、平成の2年から7年まで購入してきた用地は、当時はすごい高いお金で、一番高いところで坪当たり162万5,000円、安いところでも100万、106万、そんな状況でありましたから、当然その借金が大きく膨らんだということですが、この用地は全部で9件ありますね。

9件のうち買い戻したのもありますから、この用地をきちっと市がどういうふうにかこれからこの債務負担行為の借金——借金ですね。ほっとけば1年間に4,000万円ずつ金利が膨れ上がってきて、どんどんひどい状況になるのは目の当たりですし、計算しますと、この6年間に購入した用地の金利だけの合計は何と4億3,000万にも達していますよ。市はこれをどういうふうにかされ

るおつもりですか。どういうふうにか処理をされるおつもりですか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 目的を持って購入した先行取得地でございます。まず再開発の事業計画区域内、これについては約2,000平米の先行取得をしておるところでございます。その他の代替用地等といたしまして約3,000平米を購入しておるところでございます。これらを活用するためにも、駅前再開発事業は早急に取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） そうしますと、この用地は現在もし市が買い戻すとなれば、この額で戻すわけですが、大体この買ったところの平均の値段ですね。今どれぐらいになってるんですか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 事業実施に当たって、泉南市は先行して債務負担を行っておるわけでございますから、当然金利も含めた金額で泉南市が購入をするということでございます。

また、現在の地価については算定をいたしておりません。不動産屋さんでもございませぬので、原価計算はいたしておらないというところでございます。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） 毎年路線価格が発表されますから、当然値段はしっかりとわかってるはずですし、あなたたちはこういう再開発のためのいろんな調査書をつくってますでしょう。17年間にこの再開発のために使ってきたお金は、こういう調査のために使ってきたお金は、1億2,000万にも達してるわけですよ。ここにもちゃんと書いてるじゃありませんか、大体の値段は。書いてるでしょう。権利者の方にちゃんと納得をしていただけるように、大体権利変換のときには自分の財産がどのくらいに評価されるんか、そういうことを数字として計算して出すのであれば、きちっと今のこの再開発地域内の土地の値段、これが基本になるんですよ。

だから、例えばおまんじゅう屋さんがあったりとか、パン屋さんがあったりとか、クリーニング

屋さんがあったりとか、皆しますね。その土地の値段が1つきちとした基本の数字になって、そして権利変換をすれば幾らかという数字が出てきて、自分がビルの中に入ったときは、どのぐらいのビルの床が交換されるのかと、こういうことが基本で数字として出てきてるではありませんか。だから、そんなもん不動産屋さんではないから値段はそんなん知りませんとおっしゃいましたが、そういう答弁しとったら笑われまっせ。ちゃんと答えてください。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 路線価格は把握しておるところでございます。それに基づいていわゆる権利者の権利変換モデルと申しますか、それについては各権利者にモデルケースとしてお示しをしているということでございます。

私、申しましたのは、現在先行取得をしております公社の保有地についての原価計算と申しますか、棚卸しはやっておらないということでございます。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） この地域で、和泉砂川駅周辺で、これはあれですよ、そちらの方からいただいたメモで、最初は平米当たり13万、坪で大体39万ですね。それから、最大で25万ですから坪で75万、この値段が1つ正しい——正しいというか、正しいに近いような値段、数字をつくり出すための1つの基本となる数字としたら、この泉南市内の市が買収した、借金で買った土地の価格ですね。この和泉砂川駅周辺が一番高い土地ですわ、まあいわば。みんなが一番便利に使える、商売もできる、こういう土地でしょう。

しかし、あなたたちが買収したこの用地は、どんどん外れたところも含めてますけれども、1つ例に取り上げても、一番高いところ、風呂屋さんだったところね。ここが何と160万ですよ。これは中心から離れてますよ。だから、実際はどのくらいになるか。一番高いところで平米で25万ですわ。坪で75万。お風呂屋さんで162万5,000円、こんだけの差があるんですよ。

この泉南市が買収をしてこれだけたくさんの方の税金をつぎ込まねばならない、後で買い戻さ

ねばならない、こういう借金をして買った土地が、実際には土地が暴落してますねん。この差額をどうして責任とってくれるんですか。これ事業をどんどん進めていくと、それだけのお金が、市民の税金がどんどんそこへつぎ込まれていくわけでしょう。この責任どうとってくれるんですか。私は一市民として、市民の代弁者としてしっかりとそのことは聞きたいです。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 先ほど例に挙げられましたものの公衆浴場の跡地の件でございますけども、これについては区域外でございますけども、区域内の方が要するに代替地として必要とされる場合の用地として先行取得したものでございまして、当然本来の代替地の目的で事業を推進するというところでございますので、そのために用意をしておるところでございます。

また、これについて処分をするということになりますと、当然債務負担を行っておりますから、泉南市が差額といいますか、損切りと申しますか、その部分は負担をしなければならないということでございます。それぞれの用地の取得に当たっては、議会の承認も得て債務の負担も行ってきたところでございますので、だれがどう責任をとるかということについては、特定はできないのではないかとこのように思っております。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） こういうことは、私は市長にお答えをいただきたかったんで、もう一度答えていただきたいんですが、もう1つ、市が和泉砂川再開発のこの計画をどんどん進めていくと、市の負担は先ほども27億円程度になると、こういうことでした。いただいた資料を見ますと、道路と駅前を整備した場合は、13億円程度で整備ができるという数字がここにあらわれてます。この数字の中にね。

だから、本当に泉南市の財源を考えると、10年度は6,700万円も赤字が出てるこんな状況の折に、むだ遣いはしない方がいいと思うんですよ。再開発をすることによって、大きなお金が公共事業としてどんどん出ていくわけですから、私は、その辺はきっちりとこの計画に対しては見直

しをする、白紙撤回をして、そして道路をきちっと整備できるような計画は、当然前に進まねばなりませんから、もっと権利者の皆さんと一緒に話し合っ、何をすれば一番いいかということをもう一遍出発点から立て直していただきたいと、こう思うんです。市長にお答え願えますか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、公社所有地の問題でありますけども、これは全国的に今御指摘ありましたように、その当時取得した原価を割っておるという状況がございます。これをいかに処理をするかというのは、1つは土地の流動性を高める上でも非常に大切なわけでございます。国に対しまして、この公社等の保有する土地のいわゆる逆さやの補てんなり、あるいは対応ということをお願いしてきてるわけなんですけど、国におかれまして、非常に大きな問題だということで、もちろんまだ決まってはおりませんけれども、これを何とかしなければいけないということで、いろいろお考えを検討していただいているように聞いております。

例えば、その差額を交付税措置をするとか、いろんなことが検討されているというふうに聞いておりますので、ぜひそういう補てんを国の方でお考えいただくように、今後とも積極的に要望していきたいというふうに思っております。

それから、再開発をやる意義の原点になるわけなんですけど、確かに道路事業でやればいいじゃないかという議論はあると思います。ただ、既に今現在、七、八メートルの幅員のところを20メートルに拡幅するという都計決定を打っておりますから、街路事業でやるとすれば、当然直接買収方式、すなわち権利者が今店舗を営んでいるちょうど奥行きぐらいは全く道路にかかってしまうわけでありまして。そうなりますと、そこで営業を存続できないと、いわゆる転出を余儀なくされるわけでありまして。

そういうことから、地域の皆さんからそういうことは困ると、我々は駅前に残りたいと。したがって、面的に整備をして道路を拡幅して、我々が残り得るような手法でやってくれと、こういうのが都市計画道路を決める時の一定の地元とのコン

センサスでございます。したがって、我々はそれを可能にするための手法として、再開発事業ということに取り組んでいるわけでございます。

ただ、こういう時世ですから、大きなことを考えてもなかなか実現できませんので、現実的な対応をやるということ、今回の見直し案という形で合意形成を目指しているところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） 計画の中身そのものは、再開発ビルの中につくる駐車場、これ8億円程度泉南市が負担する中身になってますね。再開発事業のために駐車場の部分は保留床として市が購入すると、こういうことですね。これにもその27億円の負担の一部ですが、今の泉南市の財政ではどういふふうに財政アセスメントをするのか私は知りませんが、これから後、このひどい財政難の折、こういう状況は、とても私は見逃せるものではないということをおっしゃいます。

泉南市の和泉砂川駅前再開発はすぐに白紙撤回して、もう一度市民が安全で便利に利用できる砂川駅前づくりのために、住民としっかりと納得いくまで話し合えるような状況をつくっていただきたい、こういうふうにおっしゃいます。とても大変な事業で市の負担が大きい、事業がそのまま破綻してしまうであろうと思われるような中身でありますから、このことをおっしゃいます。

それから、教育問題ですが、私は信達中学校の参観をさせていただいて、本当に大変だなと思いました。最近、文部省が学級崩壊の状況をまとめられました。そしたら、その中で先生の授業に問題があるのではないかと、7割の人たちは先生が子供たちに授業を納得させることができないとか、子供たちをきちっと指導できないとかいう先生に責任を押しつけられてるというような表現をした新聞記事なんかもありました。

でも、私は、それはもうちょっと細かく分析をしていくべきだと思うんです。たまたまこれは小学校ですから、中学校がどうなってるかは全然報道されていません。それを見れば一目瞭然だと思うんですが、私はやっぱり戦後今日まで学習指導要領というものが7回も改訂され、そしてその改

訂の中身が改訂されるごとに子供たちに詰め込みをどんどん押しつける、そういう教育内容になっていったこと、このことが子供たちを勉強についていくこともできないようなところへ追い込んで、そして1つつまずくとずうつつまずきっ放しで、授業が楽しくない、わからない不満がここに大きくなって爆発をしてきてる、こういう状況がここ3年前ぐらいからとてもひどくなったということでもあります。

ちょっとその内容を1つ言ってみますと、九九は、3回目のときは小学校3年生のものを半年間かけてやってたのが、4回目には2年生に下ろされて、わずか1カ月半でマスターしなければならぬとか、漢字は、小学校の1年生の3回目のときは46字です。それが何と6回目には80字子供たちに覚えてもらわねばならない。ある先生は80字を1字ずつ子供に教えようと思ったら、その意味、読み方、訓読み、音読み、そして文章をつくること、そういうことをするにはきっちり1時間かかると言います。その1時間をずうつつ続けていったら、最後の方にはいっぱい余ってきて、二、三個の字を一遍に教えなくてはならないような状況に追い込まれると。教える方も大変、覚える方も大変……

議長（藪野 勤君） 松本議員に申し上げます。質問中でございますが、時間がございませんので簡潔にまとめてください。

6番（松本雪美君） そういう状況です。だから、そういう子供たちの今置かれてる現状は、しっかりと解決をせねばなりません。私はこういう詰め込みの状況を解決しようと思ったら、この学級崩壊の状況を解決しようと思ったら、大阪府の財政再建プログラム、これで切り捨てられるような先生の人数、これをきちっと切り捨てられたとき、当然ふやしてることは悪いです。しかし、これをちゃんとカバーするだけのことを泉南市はやらなあかんと思うんですよ。

30人学級の問題、30人学級の状況をきちっとやろうと思ったら、国の法律で決まるわけですけども、子供たちを守ろうと思ったら、せめて削られた進路指導の先生や、それから生徒指導の先生、これは市の単費できちっと配置したらいい

んじゃないませんか。たまたま今40人学級を35人学級にしたとしたら、わずか中学校で10人の先生をふやせば35人学級ができるんです、30人学級までもいなくてもね。そういう対応を私はやるべきだと思うんです。

教育委員会は当然やりたいと、いろんな子供の状況を知ってるからやりたいと思うでしょうし、しかし、その予算がないということではいつも返ってきます。そこで、市長に一言答えていただきたいんです。子供を守るためにきちっとお金を出してください。答えてください。

議長（藪野 勤君） 以上で松本議員の質問を終結いたします。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 大変もう終わりのときで申しわけございませんが、私の一般質問中に市長に答弁を求めたときに、それだったら会派を組み合わせたいという発言があったんで、これは至って議員に対する不穏当な発言だと思うんで、私としては本会議場でちゃんと撤回をしてもらいたい、そういう考えなんで、ぜひ市長にそう思われたらきちっとやっていただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） ただいま小山議員の議事進行についての発言ではございますが、小山議員が発言された内容の一連の中で、市長が会派を組むことの発言となった状況であるかとも解しております。議員の自由意思まで、そして不穏当発言であるとは解釈いたしておりません。ただし、市長の答弁をここでひとつ求めたいと思います。向井市長。

市長（向井通彦君） 一般質問と代表質問の、何というんですかね、ルールですね。そういうことを申し上げたわけでございます。それ以外の他意はございません。

議長（藪野 勤君） 小山議員。

2番（小山広明君） いや、だけどそれは会派を組み合わせたいとか、市長に答弁を求めるのならと。それは一般質問でも市長に質問を求めたらいいことではないわけですから、そういうふうに議員が会派を組むか組まないかは至って議員の主体的な問題ですから、あなたがそういう公の場で会派を

組んだらどうですかとか、会派を組まないと私は答えられないような趣旨の発言は、大変議会に対しても私は不穏当な発言だと思いますよ。そう思いませんか。

議長（藪野 勤君） 重ねての小山議員の発言でございますが、議事運営上の中での、私の見解といたしましては不穏当発言ではないと、このように解釈いたしますので。

〔林 治君「議長、議事運営で」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 林議員。

14番（林 治君） ちょっと私は小山議員から何の発言もなかった場合には、勝手にこちらからあれこれ言えないなと思ってたんですが、小山議員からそういう発言ありましたので、私も聞いて、市長は議会のあり方の問題についてあれこれ言われたんでね、これはちょっと市長としては越権きわまりない発言だと。議事録を起こしたらわかりますけども、私はそういうふう感じたんです。

だから、そうじゃないということになると、若干その点は議事録を起こして確認をしてやっばりきちっとしないと、議会の質問のあり方について市長からあれこれ言われることはないんで、その点はきちっと議会側としてはしておきたいと、そう思います。その上で、また見解を言うたらいい。

議長（藪野 勤君） ただいま林議員の方で正確を期すために議事録を起こして、その前後を調整するという御発言でございますので、そのような取り扱いをいたしたいと思います。

〔北出寧啓君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 関連でございますが、本議会内の秩序を維持するために若干物申し上げたいと思います。

小山議員の、理事者が発言しているときに、やめろというふうな形の発言で再三怒号が飛びました。その前に小山議員がおっしゃったことは、我々は通告制に従って課題を通告して、各理事者と協議して通告内容を説明してるわけですね。小山議員はそれを私はしないというふうにおっしゃてる。しなければ理事者はどう答弁していいかわからない。これは小山議員がこういって指摘してる

んだなという推測でしか答弁できない。その段階で小山議員が、そんなことは私は聞いてないからやめろということは、これは少し筋違いではないかというふうに考えます。だから、通告制を再度我々はもう一度確認したい。その辺を議会運営委員会で諮っていただけるのか、その辺は議長の判断にお任せいたします。

以上、よろしくお酌み取りください。

議長（藪野 勤君） ただいま北出議員の発言によりましての議事運営、その他の議会の運営裁量、議長にもその権限がございますので、秩序を乱しておるとか、またその中で異常であるとか、判断ができた場合におきましては、議長の方から注意を勧告いたします。

ただいまの議事進行に対しましての発言につきまして、議運の方で再度その機会の中で検討してまいりたいと、このようにも思います。

〔小山広明君「議長、ちょっと事実と違うことがあるので、ちょっとだけ」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 私は、通告制を無視して通告してないということはないんですよ。通告はちゃんととるんですよ。しかし、通告をすると課長からそのヒアリングに会派の部屋に来ることに対しては、私は通告しとるんだから何もそういう打ち合わせはしないということは言っておりますよ。

いや、そんなんしたら本会議場で十分な質疑ができないとか、ちゃんと答えられないからするんだと言うから、それは質問者の問題であって、質問するのは私がするんですからね、私の方から尋ねる場合は来てもらいますけども、何も私が呼んでないのに、打ち合わせは断っておると言っただけであって……

議長（藪野 勤君） 小山君の発言の途中でございますが……

2番（小山広明君） いや、だから北出氏が通告まで小山君は無視しとるから、何を答弁していいかわからんじゃないかという発言があったんで、通告はちゃんとしてますよ。しかし、課長とのそういうヒアリングはいろんな誤解を招くので、私の方から求めたときにはしますけども、一方的

に向こうから打ち合わせに来ることは断ってますと、そういう趣旨なんでね。北出氏が、何か僕が通告を断ってる、無視しとるような、そういうような発言だったんで、それは事実と違うんでね、そこはちゃんと確認しといてください。

議長（藪野 勤君） ただいま申し上げましたように、議運の中で再度いろんな面がございますので、確認、また検討を加えてまいりたいと思いますので、よろしく御了解のほどお願い申し上げます。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明22日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明22日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日は、これをもって延会といたします。御苦労さまでした。

午後4時47分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 藪 野 勤

大阪府泉南市議会議員 上 山 忠

大阪府泉南市議会議員 角 谷 英 男